

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成26年4月10日提出
【計算期間】	第18期（自 平成25年1月11日 至 平成26年1月10日）
【ファンド名】	T A A 株50ポートフォリオ T A A 株100ポートフォリオ
【発行者名】	ニッセイアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宇治原 潔
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
【事務連絡者氏名】	投資信託企画部 茶木 健
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
【電話番号】	03 - 5533 - 4608
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

基本方針

T A A株50ポートフォリオは、主に国内の株式、公社債および短期金融資産への投資により、信託財産の長期的かつ着実な成長を図ることを目標として運用を行います。

T A A株100ポートフォリオは、主に国内の株式、公社債および短期金融資産への投資により、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

ファンドの特色

国内の株式、公社債、短期金融資産を主な投資対象とします。

- ・各ファンドにおいて以下のベンチマーク¹を中長期的観点から上回ることを目標とします。

T A A株50ポートフォリオ：東証株価指数（TOPIX）²50%、無担保コール翌日物50%を合成し、委託会社で独自に指数化したもの

T A A株100ポートフォリオ：東証株価指数（TOPIX）

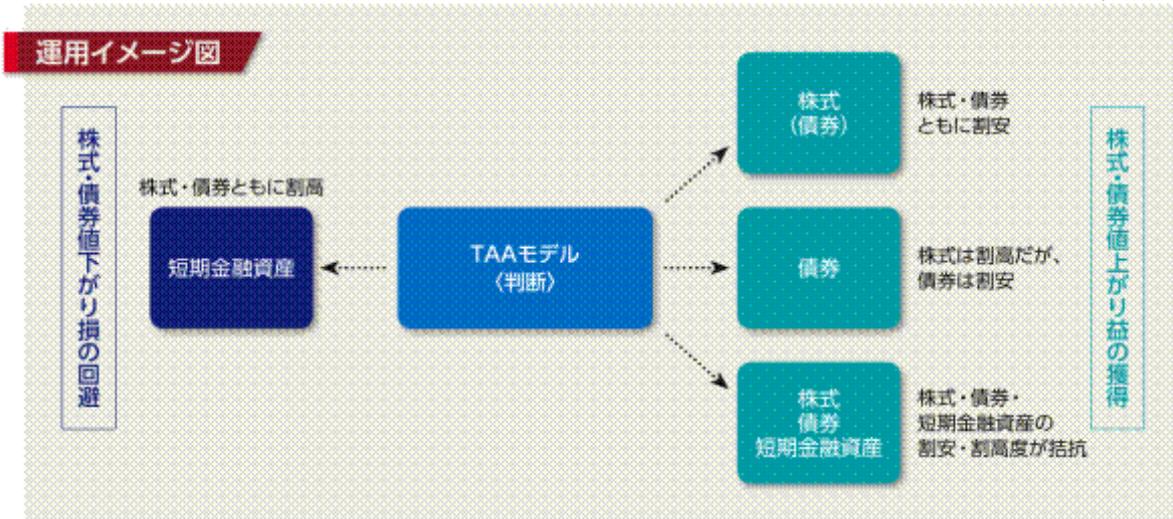
- 1 ベンチマークとは、あくまでも運用上の目標であって利回りを保証するものではありません。
- 2 東証株価指数（TOPIX）とは、日本国内の株式市場の動向を的確に表すために、東京証券取引所が公表する株価指数で、東証1部に上場されているすべての株式の時価総額で加重平均し、指数化したものです。なお、新規上場、上場廃止、増資など市場変動以外の要因により、時価総額が変わる場合には、基準時の時価総額を修正して、指数の連続性を維持します。東証株価指数は、東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は東京証券取引所が有しています。東京証券取引所は、東証株価指数の算出もしくは公表の方法の変更、東証株価指数の算出もしくは公表の停止または東証株価指数の商標もしくは使用の停止を行うことができます。

株式、公社債および短期金融資産の組入比率の変更は、ニッセイ基礎研究所が開発したT A Aモデルを原則として利用します。

- ・ファンドでは、T A Aモデルを利用し、企業業績・金利・株価水準等のファンダメンタルズ・データから株式・債券の投資価値とその相対的な割安・割高度を分析し、これに基づく適切な資産配分（株式、公社債、短期金融資産の組入比率の変更）を行うことでパフォーマンスの向上をめざします。
- ・T A Aとは、タクティカル・アセット・アロケーション（戦術的資産配分）の略称で、価格変動のリスクを抑えつつ、3資産（株式、公社債、短期金融資産）の最適な組入比率を一定の運用ルールのもとで機動的に変更していくことにより、運用成果の向上をめざす運用手法です。なお、T A Aモデルについては継続的に評価、分析を行い、必要と判断した場合には見直しを行うことがあります。
- ・資産の組入比率の変更にあたっては、運用の効率化を図るため株価指数先物および債券先物等をヘッジ目的に限定せず活用することがあります。

< 株式会社ニッセイ基礎研究所について >

ニッセイ基礎研究所は、日本生命の創業100周年記念事業として1988年7月に設立されたニッセイグループのシンクタンクです。生命保険分野にとどまらず、国内外の経済・金融、資産運用、年金・福祉・雇用に至るまで幅広い分野で、中立公正な立場から基礎的かつ問題解決型の調査・研究を実施しています。



投資者の皆様のご判断により、各ファンド間のスイッチング ができます。

・スイッチングには手数料はかかりません。

スイッチングとは、保有しているファンドの換金と同時に乗換えるファンドを購入する取引です。なお、換金するファンドの解約金の差益に対しては税金がかかります。

資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

信託金の上限

各ファンドにつき、3,000億円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの分類

追加型投信 / 国内 / 資産複合に属します。

課税上は株式投資信託として取扱われます。

ファンドの商品分類表・属性区分表は以下の通りです（該当区分を網掛け表示しています）。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型	国 内	株 式 債 券
追 加 型	海 外	不動産投信 その他資産 ()
	内 外	資産複合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル 日本
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回 年4回 年6回 (隔月)	北米 欧州 アジア オセアニア
不動産投信	年12回 (毎月)	中南米
その他資産 ()	日々	アフリカ
資産複合 (株式・債券・短期金融資産)	その他 ()	中近東 (中東)
資産配分固定型 資産配分変更型		エマー ジング

商品分類表

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
資産複合	目論見書または約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

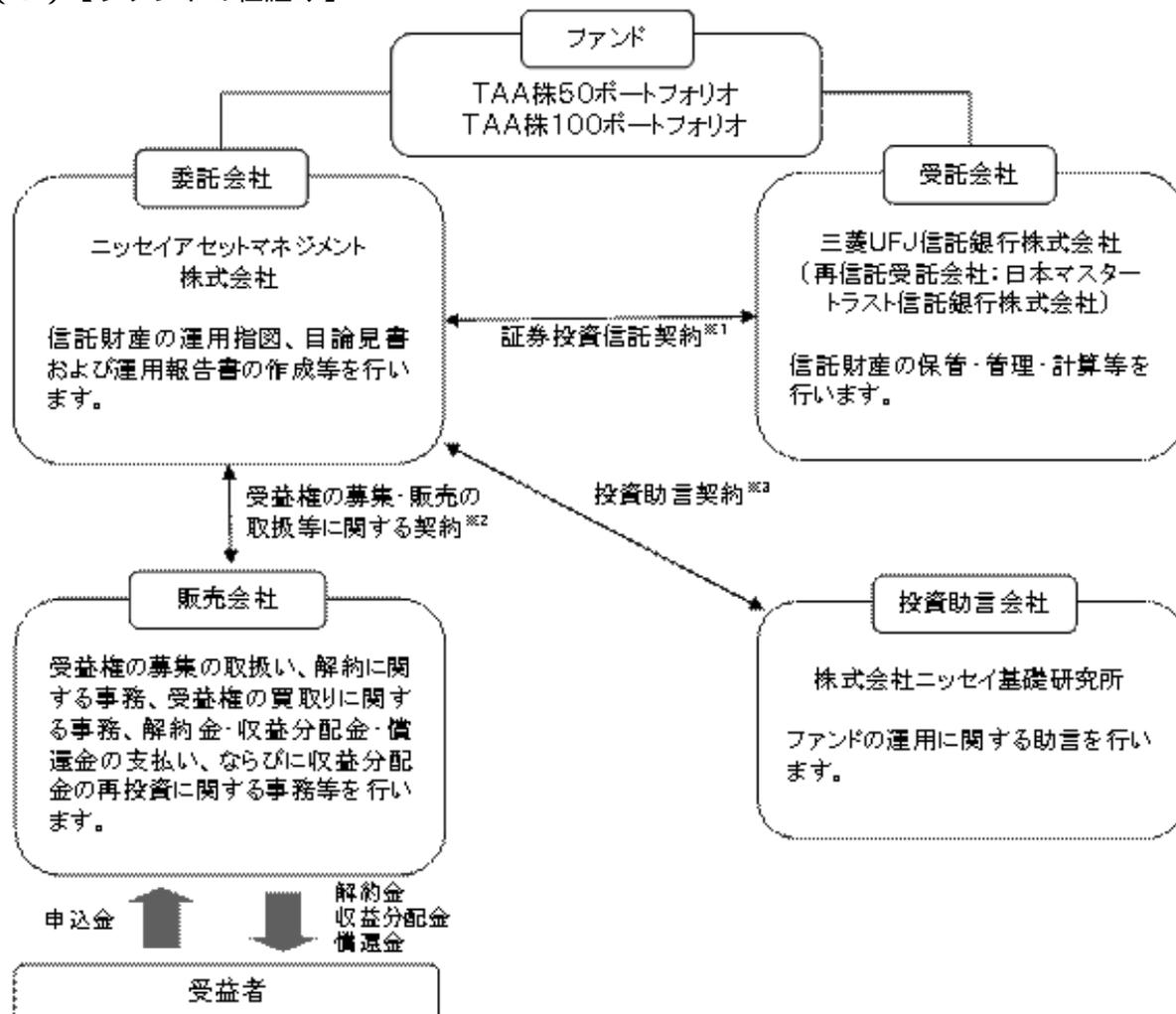
資産複合(株式・債券・短期金融資産) 資産配分変更型	目論見書または約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。 目論見書または約款において、主として株式、公社債等および短期金融資産に投資する旨の記載があるものをいう。
年1回	目論見書または約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書または約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

前記以外の商品分類および属性区分の定義については、
一般社団法人 投資信託協会ホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

(2) 【ファンドの沿革】

平成8年12月11日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



- 1 委託会社と受託会社との間で結ばれ、運用の基本方針、収益分配方法、受益権の内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。
- 2 委託会社と販売会社との間で結ばれ、委託会社が販売会社に受益権の募集の取扱い、解約に関する事務、解約金・収益分配金・償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資等の業務を委託し、販売会社がこれを引受けることを定めた契約です。
- 3 委託会社と投資助言会社との間で結ばれ、投資助言会社が委託会社に対して運用に関する助言を行うことを定めた契約です。

委託会社の概況（平成26年2月末現在）

1. 委託会社の名称 : ニッセイアセットマネジメント株式会社
2. 本店の所在の場所 : 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
3. 資本金の額 : 100億円
4. 代表者の役職氏名 : 代表取締役社長 宇治原 潔
5. 金融商品取引業者登録番号 : 関東財務局長（金商）第369号
6. 設立年月日 : 平成7年4月4日
7. 沿革

昭和60年7月1日	ニッセイ・ピーオーティー投資顧問株式会社（後のニッセイ投資顧問株式会社）が設立され、投資顧問業務を開始しました。
平成7年4月4日	ニッセイ投信株式会社が設立され、同年4月27日、証券投資信託委託業務を開始しました。
平成10年7月1日	ニッセイ投信株式会社（存続会社）とニッセイ投資顧問株式会社（消滅会社）が合併し、ニッセイアセットマネジメント投信株式会社として投資一任業務ならびに証券投資信託委託業務の併営を開始しました。

平成12年5月8日 定款を変更し商号をニッセイアセットマネジメント株式会社としました。

8. 大株主の状況

名 称	住 所	保有株数	比 率
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	97,604株	90.00%
パトナム・ユーエス・ホールディングス・エルエルシー	アメリカ合衆国マサチューセッツ州ボストン市ワン・ポスト・オフィス・スクエア	10,844株	10.00%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

T A A株50ポートフォリオ

株式、公社債および短期金融資産の組入比率の変更は、ニッセイ基礎研究所が開発したT A Aモデルを原則として利用して行います。

なお、T A Aモデルにつきましては、継続的に評価、分析を行い、必要と判断した場合には、見直しを行うことがあります。

資産の組入比率の変更にあたっては、運用の効率化をはかるために、ヘッジ目的に限定せず、株価指数先物および債券先物等を活用することがあります。ただし、株価指数先物および債券先物等を考慮した株式および債券の合計の実質組入比率は純資産総額の範囲内とします。

また、株価指数先物を考慮した株式の実質組入比率は純資産総額の50%以下とします。

株式については、東証株価指数(TOPIX)に連動することを目的とした銘柄選択を行い、運用します。

公社債については、流動性を考慮のうえ、国内の公社債を中心に運用を行います。

短期金融資産については、C D、C P、コール・ローン等を中心に運用を行います。

資金の50%を株式(東証株価指数(TOPIX))、50%を短期金融資産(コール)で常に運用したと仮定した基準ポートフォリオをベンチマークとし、中長期的観点からこれを上回ることを目標とした運用を行います。

T A A株100ポートフォリオ

株式、公社債および短期金融資産の組入比率の変更は、ニッセイ基礎研究所が開発したT A Aモデルを原則として利用して行います。

なお、T A Aモデルにつきましては、継続的に評価、分析を行い、必要と判断した場合には、見直しを行うことがあります。

資産の組入比率の変更にあたっては、運用の効率化をはかるために、ヘッジ目的に限定せず、株価指数先物および債券先物等を活用することがあります。ただし、株価指数先物および債券先物等を考慮した株式および債券の合計の実質組入比率は純資産総額の範囲内とします。

また、株価指数先物を考慮した株式の実質組入比率は純資産総額の範囲内とします。

株式については、東証株価指数(TOPIX)に連動することを目的とした銘柄選択を行い、運用します。

公社債については、流動性を考慮のうえ、国内の公社債を中心に運用を行います。

短期金融資産については、C D、C P、コール・ローン等を中心に運用を行います。

東証株価指数(TOPIX)をベンチマークとし、中長期的観点からこれを上回ることを目標とした運用を行います。

(2)【投資対象】

a 主な投資対象

国内の株式、公社債および短期金融資産を主要投資対象とします。

b 約款に定める投資対象

有価証券

ファンドは、主に次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます)を投資対象とします。

- 1．株券または新株引受権証書
 - 2．国債証券
 - 3．地方債証券
 - 4．特別の法律により法人の発行する債券
 - 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます）の新株引受権証券を除きます）
 - 6．コマーシャル・ペーパー
 - 7．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1．から6．の証券または証書の性質を有するもの
 - 8．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ）および新株予約権証券
 - 9．証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます）
 - 10．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます）
 - 11．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます）
 - 12．外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 13．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります）
 - 14．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます）
 - 15．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 16．外国の者に対する権利で15．の有価証券の性質を有するもの
- なお、1．の証券または証書および7．の証券または証書のうち1．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2．から5．までの証券および7．の証券のうち2．から5．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、9．および10．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品

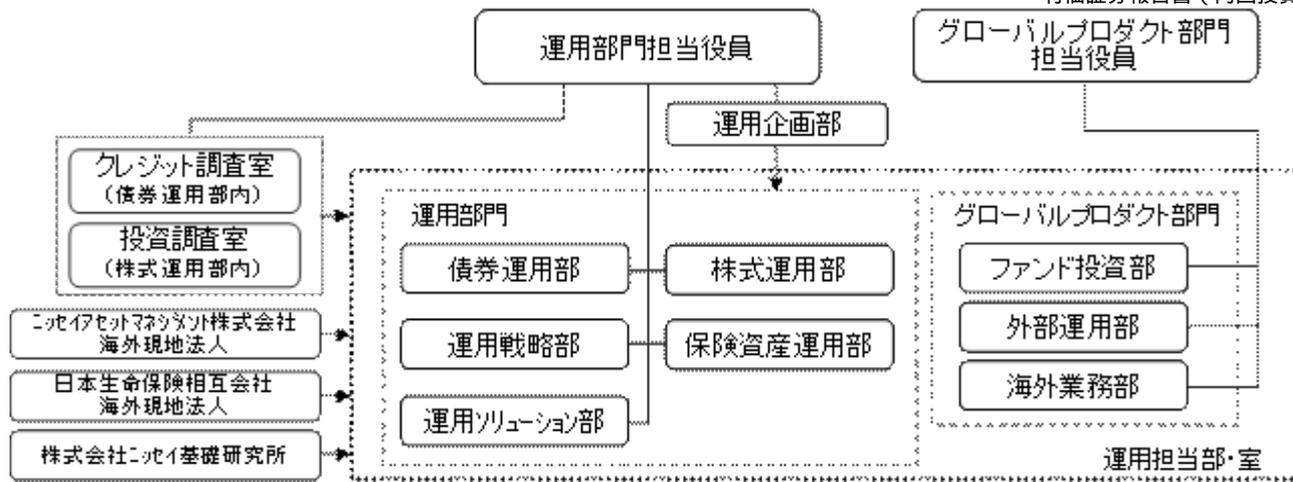
ファンドは前記 に掲げる有価証券のほかに、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下 において同じ）により運用することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で5．の権利の性質を有するもの

前記 にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を前記 の1．から4．までに掲げる金融商品により運用することができます。

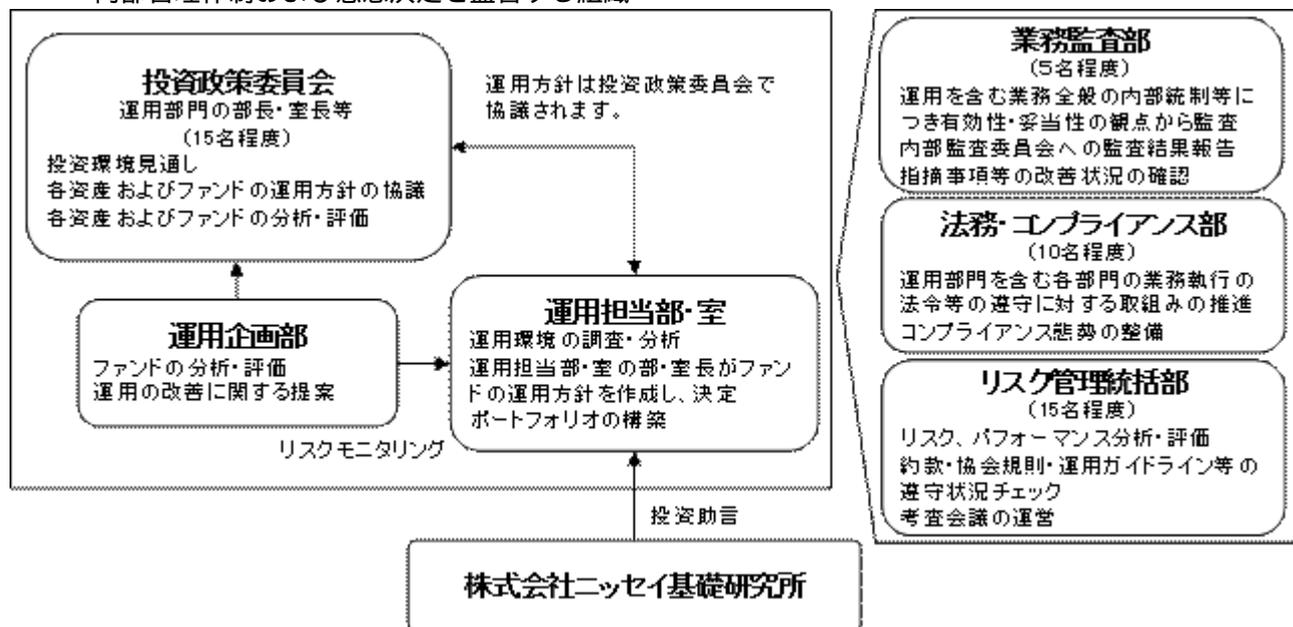
（3）【運用体制】

委託会社の組織体制



社内規程として、投資信託財産及び投資法人資産に係る運用業務規程およびポートフォリオ・マネジャー/アナリスト服務規程を定めています。また、各投資対象の適切な利用、リスク管理の推進を目的として、各投資対象の取扱いに関して規程を設けています。

内部管理体制および意思決定を監督する組織



< 受託会社に対する管理体制等 >

委託会社は、受託会社（再信託先も含む）に対して日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性について、監査人による報告書を定期的に受託会社より受取っています。

上記運用体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

原則として以下の方針に基づき分配を行います。

１．分配対象額の範囲

配当・利子等を中心とする収益等の全額とします。

２．分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

３．留保益の運用方針

留保益（収益分配に充てず信託財産に留保した収益）については、特に制限を設けず、元本部分と同一の運用を行います。

分配時期

毎決算日とし、決算日は1月10日（年1回、該当日が休業日の場合は翌営業日）です。

支払方法

再投資専用のファンドであり、収益分配金は税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されま
す。

将来の分配金の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

（５）【投資制限】

a 約款に定める主な投資制限

株式、新株引受権証券および新株予約権証券ならびに投資信託証券（公社債投資信託証券を除きま
す）への投資割合

ＴＡＡ株50ポートフォリオ：信託財産の純資産総額の50%以下とします。

ＴＡＡ株100ポートフォリオ：信託財産の純資産総額の範囲内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の
20%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以
下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該
新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ない
ことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および
第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます）への投資
割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

私募により発行された有価証券（短期社債等を除く）および上場予定・登録予定株式への投資割合
は、その投資額の合計が、信託財産の純資産総額の15%以下の範囲で行います。

b 約款に定めるその他の投資制限

投資する株式等の範囲

投資する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、国内の証券取引所に上場（上場予定を
含みます）されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されて
いる株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する
株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第
3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買また
は金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を
開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。

信用取引の範囲

1. 信託財産を効率的に運用するため、信用取引により株券を売付けることができます。なお、当該
売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことができます。

2. 前記1.の信用取引は、次の . から . に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について
行うことができるものとし、かつ次の . から . に掲げる株券数の合計数を超えないものとしま
す。

. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券

. 株式分割により取得する株券

. 有償増資により取得する株券

. 売出しにより取得する株券

. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（なお、ここでいう新株予約権とは、
転換社債型新株予約権付社債の新株予約権をいいます）の行使により取得可能な株券

. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託
財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（ . に定めるものを除き
ます）の行使により取得可能な株券

先物取引等

1. 国内の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるも
のをいいます。以下同じ）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲
げるものをいいます。以下同じ）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第
3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の

取引を行うことができます。なお、選択権取引はオプション取引に含め（以下同じ）、外国の取引所における現物オプション取引は公社債に限ります。

- 2．国内の取引所における通貨に関する先物取引ならびに外国の取引所における通貨に関する先物取引および先物オプション取引を行うことができます。
- 3．国内の取引所における金利に関する先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。なお、現物オプション取引は預金に限ります。

スワップ取引

- 1．信託財産に属する資産を効率的に運用するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます）を行うことができます。
- 2．スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3．スワップ取引にあたっては、当該信託財産に関するスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えた場合には、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部を解約します。
- 4．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価します。
- 5．スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れを行います。

有価証券の貸付けおよび範囲

- 1．信託財産を効率的に運用するため、信託財産に属する株式および公社債を次の . および . の範囲内で貸付けることができます。
 - ．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2．前記1．に定める限度額を超えた場合には、速やかに、その超える額に相当する契約の一部を解約します。
- 3．有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れを行います。

外国為替予約等

- 1．信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を行うことができます。
- 2．前記1．の予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
- 3．信託財産に属する外貨建資産の時価総額が信託財産の純資産総額の30%を超えることとなる投資を行いません。ただし、有価証券の値上がり等により30%を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。
- 4．外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

資金の借入れ

- 1．信託財産を効率的に運用するため、ならびに信託財産を安定的に運用するため、一部解約にともなう支払資金の手当て（一部解約にともなう支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます）を目的として、または再投資に関する収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます）を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行いません。
- 2．一部解約にともなう支払資金の手当てに関する借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れを行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

3．収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

4．借入金の利息は信託財産中より支払われます。

c 法令に定める投資制限

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社が指図を行うすべてのファンドで、同一法人の発行する株式の過半数の議決権を取得するような運用を行わないものとします。

3【投資リスク】

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。

ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果（損益）はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

ファンドは、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。

（1）投資リスクおよび留意事項

ファンドが有する主なりリスクおよび留意事項は以下の通りです。

・株式投資リスク

株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化（倒産に至る場合も含む）等により、価格が下落することがあります。

・債券投資リスク

金利変動リスク

金利は、景気や経済の状況等の影響を受け変動し、それにともない債券価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には、債券の価格が下落します。

信用リスク

債券の発行体が財政難・経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる場合（債務不履行）、またはそれが予想される場合、債券の価格が下落することがあります。

・短期金融資産の運用に関するリスク

コマーシャル・ペーパー、コール・ローン等の短期金融資産で運用する場合、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。

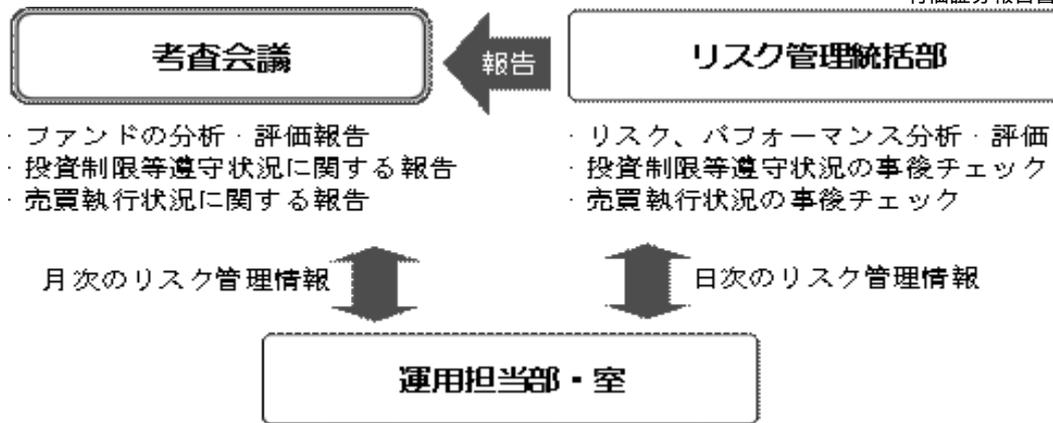
・資産配分リスク

ファンドは、投資対象資産の配分比率を機動的に変更する運用を行います。この資産配分がファンドの収益の源泉となる場合もありますが、投資対象資産が予期しない値動きをした場合、損失を被る可能性があります。

・流動性リスク

市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

（2）投資リスク管理体制



1. リスク管理統括部が、以下の通り管理を行います。
 - ・ 運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、ファンドの投資制限等遵守状況の事後チェックを行います。また、その情報を運用担当部・室に日々連絡するとともに、月次の考査会議で報告します。
 - ・ 売買執行状況の事後チェックを行います。また、その情報を必要に応じて運用担当部・室に連絡するとともに、月次の考査会議で報告します。
2. 運用担当部・室は上記の連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行います。

上記投資リスク管理体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.296%（税抜1.2%）の率をかけた額とし、その配分は次の通りです。

信託報酬の配分（年率・税抜）		
委託会社	販売会社	受託会社
0.35%	0.75%	0.10%

前記の信託報酬については、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末および信託終了のときに信託財産中から支払います。

(4) 【その他の手数料等】

証券取引の手数料等

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および税金等は、信託財産中から支払います。この他に、先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産中から支払います。

監査費用

ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に下記の監査報酬率をかけた額とし、信託財産中から支払います。

純資産総額	監査報酬率
-------	-------

100億円超	の部分	年 0.00216%	（税抜0.002%）
50億円超 100億円以下	の部分	年 0.00324%	（税抜0.003%）
10億円超 50億円以下	の部分	年 0.00540%	（税抜0.005%）
10億円以下	の部分	年 0.03240%	（税抜0.030%）

信託事務の諸費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。

借入金の利息

信託財産において一部解約金の支払資金の手当て、または再投資に関する収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入を行った場合、当該借入金の利息は、借入れのつど信託財産中から支払います。

信託財産留保額

ありません。

上記の、およびの費用は、運用状況等により変動するため、事前に当該費用の金額、その上限額、計算方法を記載することはできません。また、「4 手数料等及び税金」に記載している費用と税金の合計額、その上限額、計算方法についても、運用状況および保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

（5）【課税上の取扱い】

課税対象

- 分配時 : 分配時の「普通分配金」に対して課税されます。
「元本払戻金（特別分配金）」は非課税です。
- 解約請求・償還時 : 個人の場合：解約請求時の解約価額または償還時の償還価額と取得価額の差益に対して課税されます。
法人の場合：解約請求時の解約価額または償還時の償還価額の個別元本超過額に対して課税されます。
- 買取請求時 : 買取請求時の買取価額と取得価額の差益に対して課税されます。

申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額も含まれます。

個人の課税の取扱い

- 分配時 : 分配時の普通分配金は、上場株式等の配当所得として、以下の税率により源泉徴収され申告不要制度が適用されます。
なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用はありません）または申告分離課税を選択することもできます。
- 解約請求・償還・買取請求時 : 解約請求、償還および買取請求時の差益は、上場株式等の譲渡所得として、以下の税率による申告分離課税の対象となり確定申告を行う必要があります。ただし、源泉徴収選択口座（特定口座）を選択した場合、申告不要制度が適用されます。
解約請求、償還および買取請求時の損益については、確定申告を行い、上場株式等の譲渡損益と通算することができます。

税率（個人）

平成49年12月31日まで	20.315%（所得税15%・復興特別所得税0.315%・地方税5%）
平成50年 1 月 1 日以降	20%（所得税15%・地方税5%）

税率は原則として20%（所得税15%・地方税5%）ですが、平成49年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額に2.1%をかけた額）が付加されるため上記の税率となります。

確定申告を行い、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した場合に限ります）から上場株式等の譲渡損失を控除することができます。

<少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」について>

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

法人の課税の取扱い（分配時、解約請求・償還時）

分配時の普通分配金、解約請求時の解約価額または償還時の償還価額の個別元本超過額に対して以下の税率により源泉徴収されます。

益金不算入制度の適用はありません。

税率（法人）

平成49年12月31日まで	15.315%（所得税15%・復興特別所得税0.315%）
平成50年 1 月 1 日以降	15%（所得税15%）

税率は原則として15%（所得税のみ）ですが、平成49年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額に2.1%をかけた額）が付加されるため上記の税率となります。

個別元本

- 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出 されます。
- 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を差引いた額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。

普通分配金と元本払戻金（特別分配金）

収益分配金は分配前の受益者の個別元本と基準価額の関係により、課税扱いの普通分配金と、個別元本の一部払戻しに相当する非課税扱いの元本払戻金（特別分配金）に区分されます。

普通分配金	元本払戻金（特別分配金）
<p>分配前の受益者の個別元本</p> <p>分配前の基準価額</p> <p>分配金</p> <p>全額が普通分配金(課税)</p> <p>分配後の受益者の個別元本(変更なし)</p>	<p>分配前の受益者の個別元本</p> <p>分配前の基準価額</p> <p>分配金</p> <p>普通分配金(課税)</p> <p>元本払戻金(特別分配金)(非課税)</p> <p>分配後の受益者の個別元本</p>
<p>収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額以上の場合、収益分配金の全額が普通分配金となります。</p>	<p>収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を差引いた額が普通分配金となります。</p>

投資者によっては非課税扱いとなる場合があります。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。
課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

「TAA株50ポートフォリオ」

(平成26年1月31日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	72,420,000	51.99
内 日本	72,420,000	51.99
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	66,869,154	48.01
純資産総額	139,289,154	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

その他資産の投資状況

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引(買建)	65,610,000	47.10
内 日本	65,610,000	47.10

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

その他資産として、株価指数先物取引を利用しております。時価は、取引所の発表する清算値段によっております。

「TAA株100ポートフォリオ」

(平成26年1月31日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	986,489,000	66.39
内 日本	986,489,000	66.39
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	499,386,848	33.61
純資産総額	1,485,875,848	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

その他資産の投資状況

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引(買建)	486,000,000	32.71
内 日本	486,000,000	32.71

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

その他資産として、株価指数先物取引を利用しております。時価は、取引所の発表する清算値段によっております。

(2)【投資資産】

「TAA株50ポートフォリオ」

【投資有価証券の主要銘柄】

（平成26年1月31日現在）

	銘柄名 地域	種類	株数、口数 または額面金額	簿価単価（円） 簿価金額（円）	評価単価 （円） 評価金額 （円）	利率（%） 償還日	投資 比率
1	第329回 利付国債（10年） 日本	国債証券	71,000,000	101.28 71,913,770	102.00 72,420,000	0.800000 2023/6/20	51.99%

（注）投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率（%）
公社債券	国内	国債証券	51.99
	小計		51.99
合計（対純資産総額比）			51.99

（注）投資比率は、純資産総額に対する各種別及び各業種の評価金額の比率であります。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

種類	取引所 名称	資産名	買建/ 売建	数量	簿価金額 （円）	評価金額 （円）	投資 比率 （%）
株価指数先物 取引	東京証券 取引所	TOPIX 先物 2603月	買建	5	64,975,000	60,750,000	43.61%
		ミニTPX 先物 2603月	買建	4	5,198,000	4,860,000	3.49%

（注1）投資比率は、純資産総額に対する各取引の時価の比率です。

（注2）先物取引の時価は、原則として、計算日に知りうる直近の日の取引所の発表する清算値段で評価しております。

「TAA株100ポートフォリオ」

投資有価証券の主要銘柄

（平成26年1月31日現在）

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価（円） 簿価金額（円）	評価単価 （円） 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資 比率
1	トヨタ自動車 日本	株式 輸送用機器	7,500	6,290.00 47,175,000	5,922.00 44,415,000	- -	2.99%

2	三菱UFJフィナンシャルG 日本	株式 銀行業	43,500	686.00 29,841,000	623.00 27,100,500	- -	1.82%
3	三井住友フィナンシャルG 日本	株式 銀行業	4,300	5,380.00 23,134,000	4,824.00 20,743,200	- -	1.40%
4	ソフトバンク 日本	株式 情報・通信業	2,600	9,020.00 23,452,000	7,563.00 19,663,800	- -	1.32%
5	本田技研 日本	株式 輸送用機器	4,900	4,265.00 20,898,500	3,893.00 19,075,700	- -	1.28%
6	みずほフィナンシャルG 日本	株式 銀行業	73,800	237.00 17,490,600	219.00 16,162,200	- -	1.09%
7	日本電信電話 日本	株式 情報・通信業	2,600	5,660.00 14,716,000	5,561.00 14,458,600	- -	0.97%
8	キヤノン 日本	株式 電気機器	3,600	3,235.00 11,646,000	3,006.00 10,821,600	- -	0.73%
9	日立 日本	株式 電気機器	13,000	846.00 10,998,000	792.00 10,296,000	- -	0.69%
10	KDDI 日本	株式 情報・通信業	1,800	6,260.00 11,268,000	5,705.00 10,269,000	- -	0.69%
11	三菱地所 日本	株式 不動産業	4,000	2,942.00 11,768,000	2,545.00 10,180,000	- -	0.69%
12	ファナック 日本	株式 電気機器	600	17,800.00 10,680,000	16,770.00 10,062,000	- -	0.68%
13	三井不動産 日本	株式 不動産業	3,000	3,615.00 10,845,000	3,289.00 9,867,000	- -	0.66%
14	武田薬品 日本	株式 医薬品	2,000	4,820.00 9,640,000	4,793.00 9,586,000	- -	0.65%
15	セブン&アイ・HLDGS 日本	株式 小売業	2,300	4,395.00 10,108,500	4,102.00 9,434,600	- -	0.63%
16	日本たばこ産業 日本	株式 食料品	2,900	3,195.00 9,265,500	3,197.00 9,271,300	- -	0.62%
17	野村ホールディングス 日本	株式 証券、商品先物取引業	12,200	819.00 9,991,800	725.00 8,845,000	- -	0.60%
18	三菱商事 日本	株式 卸売業	4,300	1,994.00 8,574,200	1,903.00 8,182,900	- -	0.55%
19	アステラス製薬 日本	株式 医薬品	1,200	6,300.00 7,560,000	6,398.00 7,677,600	- -	0.52%
20	東日本旅客鉄道 日本	株式 陸運業	1,000	8,130.00 8,130,000	7,632.00 7,632,000	- -	0.51%
21	パナソニック 日本	株式 電気機器	6,400	1,338.00 8,563,200	1,184.00 7,577,600	- -	0.51%

22	デンソー 日本	株式 輸送用機器	1,400	5,590.00 7,826,000	5,339.00 7,474,600	- -	0.50%
23	新日鐵住金 日本	株式 鉄鋼	23,000	340.00 7,820,000	315.00 7,245,000	- -	0.49%
24	三菱電機 日本	株式 電気機器	6,000	1,325.00 7,950,000	1,178.00 7,068,000	- -	0.48%
25	三井物産 日本	株式 卸売業	5,100	1,473.00 7,512,300	1,385.00 7,063,500	- -	0.48%
26	ブリヂストン 日本	株式 ゴム製品	1,800	3,945.00 7,101,000	3,734.00 6,721,200	- -	0.45%
27	東京海上HD 日本	株式 保険業	2,100	3,355.00 7,045,500	3,034.00 6,371,400	- -	0.43%
28	信越化学 日本	株式 化学	1,100	5,860.00 6,446,000	5,763.00 6,339,300	- -	0.43%
29	NTTドコモ 日本	株式 情報・通信業	3,800	1,749.00 6,646,200	1,663.00 6,319,400	- -	0.43%
30	日産自動車 日本	株式 輸送用機器	7,100	942.00 6,688,200	885.00 6,283,500	- -	0.42%

(注) 投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

種類別及び業種別投資比率

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
株式	国内	電気機器	8.12
		輸送用機器	7.57
		銀行業	6.66
		情報・通信業	4.99
		化学	3.85
		機械	3.55
		医薬品	3.10
		卸売業	2.86
		小売業	2.82
		食料品	2.48
		陸運業	2.38
		不動産業	2.24
		建設業	2.03
		電気・ガス業	1.52
		保険業	1.48
		証券、商品先物取引業	1.31
サービス業	1.23		
鉄鋼	0.97		
その他製品	0.90		

	精密機器	0.88
	ガラス・土石製品	0.78
	非鉄金属	0.76
	その他金融業	0.70
	ゴム製品	0.59
	金属製品	0.51
	繊維製品	0.49
	石油・石炭製品	0.40
	鉱業	0.31
	海運業	0.24
	倉庫・運輸関連業	0.23
	パルプ・紙	0.22
	空運業	0.15
	水産・農林業	0.06
	小計	66.39
合計（対純資産総額比）		66.39

（注）投資比率は、純資産総額に対する各種類及び各業種の評価金額の比率であります。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

種類	取引所名称	資産名	買建/ 売建	数量	簿価金額 （円）	評価金額 （円）	投資 比率 （％）
株価指数先物 取引	東京証券 取引所	TOPIX先物 2603月	買建	40	519,800,000	486,000,000	32.71%

（注1）投資比率は、純資産総額に対する各取引の時価の比率です。

（注2）先物取引の時価は、原則として、計算日に知りうる直近の日の取引所の発表する清算値段で評価しております。

（3）【運用実績】

「TAA株50ポートフォリオ」

【純資産の推移】

平成26年1月31日現在、同日前1年以内における各月末及び各計算期間末の純資産の推移は次のとおりであります。

	純資産総額 （分配落） （円）	純資産総額 （分配付） （円）	1口当たりの 純資産額 （分配落）（円）	1口当たりの 純資産額 （分配付）（円）

第9計算期間末 (平成17年1月11日)	255,078,088	255,078,088	0.9070	0.9070
第10計算期間末 (平成18年1月10日)	299,477,976	299,477,976	1.0871	1.0871
第11計算期間末 (平成19年1月10日)	288,240,124	288,240,124	1.0631	1.0631
第12計算期間末 (平成20年1月10日)	270,812,714	270,812,714	1.0017	1.0017
第13計算期間末 (平成21年1月13日)	226,545,639	226,545,639	0.8190	0.8190
第14計算期間末 (平成22年1月12日)	203,945,484	203,945,484	0.8869	0.8869
第15計算期間末 (平成23年1月11日)	199,085,407	199,085,407	0.8844	0.8844
第16計算期間末 (平成24年1月10日)	169,919,280	169,919,280	0.8106	0.8106
第17計算期間末 (平成25年1月10日)	183,782,286	183,782,286	0.9024	0.9024
第18計算期間末 (平成26年1月10日)	144,067,560	144,067,560	1.0941	1.0941
平成25年1月末日	188,188,675	-	0.9282	-
2月末日	175,889,467	-	0.9467	-
3月末日	180,493,274	-	0.9836	-
4月末日	186,385,964	-	1.0397	-
5月末日	174,415,090	-	1.0155	-
6月末日	170,476,062	-	1.0145	-
7月末日	168,827,572	-	1.0139	-
8月末日	163,838,322	-	1.0062	-
9月末日	171,204,709	-	1.0523	-
10月末日	167,547,643	-	1.0573	-
11月末日	149,687,575	-	1.0836	-
12月末日	143,767,041	-	1.0937	-
平成26年1月末日	139,289,154	-	1.0627	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第9計算期間	0.0000
第10計算期間	0.0000
第11計算期間	0.0000

第12計算期間	0.0000
第13計算期間	0.0000
第14計算期間	0.0000
第15計算期間	0.0000
第16計算期間	0.0000
第17計算期間	0.0000
第18計算期間	0.0000

【収益率の推移】

	収益率(%)
第9計算期間	2.5
第10計算期間	19.9
第11計算期間	2.2
第12計算期間	5.8
第13計算期間	18.2
第14計算期間	8.3
第15計算期間	0.3
第16計算期間	8.3
第17計算期間	11.3
第18計算期間	21.2

(注)収益率は、以下の計算式により算出しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

収益率 = (当計算期間末分配付基準価額 - 前計算期間末分配落基準価額) ÷ 前計算期間末分配落基準価額 × 100

「TAA株100ポートフォリオ」

純資産の推移

平成26年1月31日現在、同日前1年以内における各月末及び各計算期間末の純資産の推移は次のとおりであります。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第9計算期間末 (平成17年1月11日)	1,373,174,440	1,373,174,440	0.7627	0.7627
第10計算期間末 (平成18年1月10日)	1,854,329,409	1,854,329,409	1.0850	1.0850
第11計算期間末 (平成19年1月10日)	1,822,621,945	1,822,621,945	1.0863	1.0863
第12計算期間末 (平成20年1月10日)	1,569,568,148	1,569,568,148	0.9432	0.9432

第13計算期間末 (平成21年1月13日)	1,022,789,894	1,022,789,894	0.6028	0.6028
第14計算期間末 (平成22年1月12日)	1,164,035,220	1,164,035,220	0.7136	0.7136
第15計算期間末 (平成23年1月11日)	1,129,607,634	1,129,607,634	0.7002	0.7002
第16計算期間末 (平成24年1月10日)	919,353,395	919,353,395	0.5716	0.5716
第17計算期間末 (平成25年1月10日)	1,119,571,704	1,119,571,704	0.6964	0.6964
第18計算期間末 (平成26年1月10日)	1,600,033,203	1,600,033,203	1.0185	1.0185
平成25年1月末日	1,179,972,907	-	0.7349	-
2月末日	1,223,209,374	-	0.7620	-
3月末日	1,305,873,658	-	0.8160	-
4月末日	1,464,362,953	-	0.9160	-
5月末日	1,414,982,324	-	0.8910	-
6月末日	1,409,772,796	-	0.8906	-
7月末日	1,398,206,104	-	0.8872	-
8月末日	1,367,784,971	-	0.8663	-
9月末日	1,455,847,233	-	0.9405	-
10月末日	1,458,290,111	-	0.9403	-
11月末日	1,536,678,912	-	0.9898	-
12月末日	1,585,779,838	-	1.0218	-
平成26年1月末日	1,485,875,848	-	0.9548	-

分配の推移

	1口当たりの分配金(円)
第9計算期間	0.0000
第10計算期間	0.0000
第11計算期間	0.0000
第12計算期間	0.0000
第13計算期間	0.0000
第14計算期間	0.0000
第15計算期間	0.0000
第16計算期間	0.0000
第17計算期間	0.0000
第18計算期間	0.0000

収益率の推移

	収益率(%)
第9計算期間	7.4
第10計算期間	42.3
第11計算期間	0.1
第12計算期間	13.2
第13計算期間	36.1
第14計算期間	18.4
第15計算期間	1.9
第16計算期間	18.4
第17計算期間	21.8
第18計算期間	46.3

(注)収益率は、以下の計算式により算出しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

収益率 = (当計算期間末分配基準価額 - 前計算期間末分配基準価額) ÷ 前計算期間末分配基準価額 × 100

(4) 【設定及び解約の実績】

「TAA株50ポートフォリオ」

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第9計算期間	42,468,365	50,721,735	281,223,830
第10計算期間	35,500,352	41,234,368	275,489,814
第11計算期間	29,666,327	34,033,850	271,122,291
第12計算期間	27,969,033	28,744,779	270,346,545
第13計算期間	28,573,352	22,309,789	276,610,108
第14計算期間	12,695,261	59,359,737	229,945,632
第15計算期間	5,361,996	10,211,029	225,096,599
第16計算期間	6,073,825	21,541,435	209,628,989
第17計算期間	5,298,321	11,261,340	203,665,970
第18計算期間	6,691,931	78,687,001	131,670,900

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

「TAA株100ポートフォリオ」

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第9計算期間	85,366,788	108,963,307	1,800,361,558
第10計算期間	73,154,200	164,467,484	1,709,048,274
第11計算期間	58,427,446	89,719,281	1,677,756,439
第12計算期間	55,589,555	69,257,126	1,664,088,868
第13計算期間	65,319,569	32,659,923	1,696,748,514
第14計算期間	40,227,548	105,730,455	1,631,245,607

第15計算期間	16,568,653	34,552,358	1,613,261,902
第16計算期間	44,678,879	49,544,357	1,608,396,424
第17計算期間	32,889,557	33,629,487	1,607,656,494
第18計算期間	397,846,132	434,561,495	1,570,941,131

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

〈参考情報〉

2014年1月末現在

TAA株50ポートフォリオ

● 基準価額・純資産の推移



- ・基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。
- ・税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したもとして計算しております。

● 基準価額および純資産総額

基準価額	10,627円
純資産総額	139百万円

● 分配の推移 1万口当り(税引前)

第14期	2010年1月	0円
第15期	2011年1月	0円
第16期	2012年1月	0円
第17期	2013年1月	0円
第18期	2014年1月	0円
直近1年間累計		0円
設定来累計		0円

● 資産構成比率

株式	47.1%
債券	52.0%

- ・比率は対純資産総額比です。
- ・各資産は先物を含みます。

● 組入銘柄

銘柄	種類	比率
第329回 利付国債(10年)	国債証券	52.0%

- ・比率は対純資産総額比です。

● 年間収益率の推移



- ・ファンド収益率は分配金(税引前)を再投資したもとして計算しております。
- ・2014年は年始から上記作成基準日までの収益率です。

- ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。
- 最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

2014年1月末現在

TAA株100ポートフォリオ

● 基準価額・純資産の推移



- ・基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。
- ・税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

● 基準価額および純資産総額

基準価額	9,548円
純資産総額	14億円

● 分配の推移 1万口当り(税引前)

第14期	2010年1月	0円
第15期	2011年1月	0円
第16期	2012年1月	0円
第17期	2013年1月	0円
第18期	2014年1月	0円
直近1年間累計		0円
設定来累計		0円

● 資産構成比率

株式	99.1%
債券	-

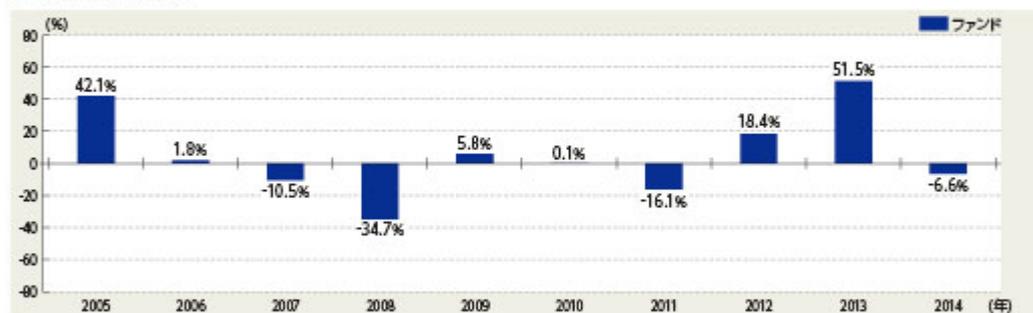
- ・比率は対純資産総額比です。
- ・各資産は先物を含みます。

● 組入上位銘柄

	銘柄	種類	比率
1	トヨタ自動車	株式	3.0%
2	三菱UFJフィナンシャルG	株式	1.8%
3	三井住友フィナンシャルG	株式	1.4%
4	ソフトバンク	株式	1.3%
5	本田技研	株式	1.3%
6	みずほフィナンシャルG	株式	1.1%
7	日本電信電話	株式	1.0%
8	キヤノン	株式	0.7%
9	日立	株式	0.7%
10	KDDI	株式	0.7%

- ・比率は対純資産総額比です。

● 年間収益率の推移



- ・ファンド収益率は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。
- ・2014年は年始から上記作成基準日までの収益率です。

■ ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

■ 最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込受付

販売会社において、原則として毎営業日に申込みの受け付けを行います。

原則として午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

証券取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受け付けを中止することおよび既に受け付けた申込みの受け付けを取消することがあります。

取扱コース

分配金再投資専用のファンドです。

販売会社と「自動けいぞく（累積）投資契約」（同様の権利義務を規定する名称の異なる契約または規定も含まれます）を締結します。なお、販売会社によっては、定期引出契約を締結できる場合があります。

申込単位

各販売会社が定める単位とします。

申込価額（発行価額）

取得申込受付日の基準価額とします。

販売価額

申込価額と同額とします。

収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

申込手数料

ありません。

その他

1. ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
2. 定期引出契約とは、分配金を再投資せず、定期的に分配金を受取るための契約です。
3. 各ファンド間のスイッチングができます。スイッチングとは、保有しているファンドの換金と同時に乗換えるファンドを購入する取引です。
保有しているファンドの換金の際に税金が差引かれます。税金についての詳細は「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご確認ください。
4. 詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）

ホームページ <http://www.nam.co.jp/>

2【換金（解約）手続等】

換金受付

販売会社において、原則として毎営業日に換金の受け付けを行います。

原則として午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

証券取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の受け付けを中止することがあります。

換金方法

「解約請求」および「買取請求」の2つの方法があります。

換金単位

1口単位とします。

換金価額

< 解約請求の場合 >

解約価額：解約請求受付日の基準価額とします。

< 買取請求の場合 >

買取価額：買取請求受付日の基準価額とします（税法上の一定の要件を満たしている場合）。それ以外の場合は、買取請求受付日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行う販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を差引いた額とします。

換金方法および受益者によって課税上の取扱いが異なります。詳細は「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご確認ください。

換金手数料はありません。

信託財産留保額

ありません。

支払開始日

解約請求受付日または買取請求受付日から起算して、原則として4営業日目からお支払いします。

その他

1. 受益者が解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行います。委託会社は、解約請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約にかかる受益権口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
2. 換金請求の受付が中止された場合には、受益者は当該中止以前に行った当日の換金請求を撤回することができます。ただし、受益者が換金請求を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとして前記の規定に準じて算出した価額とします。
3. 詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）

ホームページ <http://www.nam.co.jp/>

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を差引いた金額（「純資産総額」といいます）を計算日の受益権総口数で割った金額をいいます。

ファンドの主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

主な投資資産	評価方法の概要
国内株式	証券取引所における計算日の最終相場で評価します。
国内債券	価格情報会社の提供する価額等で評価します。ただし、償還までの残存期間が1年以内の債券については、償却原価法で評価します。
国内株式先物取引	証券取引所の発表する計算日の清算値段で評価します。
国内債券先物取引	証券取引所の発表する計算日の清算値段で評価します。

外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます）の円換算については、原則として国内における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。

基準価額につきましては、販売会社または委託会社にお問合せください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、委託会社へは以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

(午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます)

ホームページ <http://www.nam.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限です。

(4) 【計算期間】

毎年1月11日から翌年1月10日までとします。

上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

繰上償還

1. 委託会社は、信託期間中において、下記の理由により、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、ファンドを終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ・この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
 - ・やむを得ない事情が発生したとき
2. 委託会社は、前記1.により解約するときには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
3. 前記2.の公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を申立てることができる旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月以上設けるものとします。
4. 前記3.の一定の期間内に異議を申立てた受益者の受益権口数が受益権総口数の2分の1を超えるときは、前記1.の信託契約の解約をしません。
5. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前記3.から5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記3.の一定の期間を1ヵ月以上設けることが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約しファンドを終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、ファンドは、後記「約款の変更 4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。
9. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は後記「約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。
10. 償還金については、原則として償還日から起算して5営業日目(償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して5営業日目)までにお支払いします。

約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、約款を変更することができます。この場合、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
3. 前記2.の公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を申立てることができる旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月以上設けるものとします。
4. 前記3.の一定の期間内に異議を申立てた受益者の受益権口数が受益権総口数の2分の1を超えるときは、前記1.の約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて約款を変更しようとするときは前記1.から5.の規定にしたがいます。

反対者の買取請求権

前記「繰上償還」に規定する信託契約の解約または前記「約款の変更」に規定する約款の変更を行う場合において、「繰上償還 3.」または「約款の変更 3.」の一定の期間内に委託会社に対して異議を申立てた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権の買取りを請求することができます。ただし、当該買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社の協議により決定します。

公告

電子公告により行い、委託会社のホームページ（<http://www.nam.co.jp/>）に掲載します。

電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

委託会社は、ファンドの計算期間の末日毎および償還時に期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、これを販売会社を通じてファンドの知られたる受益者に交付します。

信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「受益権の募集・販売の取扱等に関する契約」は、契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかにより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

委託会社と投資助言会社との間で締結された「投資助言契約」は、契約期間満了の1ヵ月前までに委託会社、投資助言会社いずれかにより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者には、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利があります。

収益分配金は、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金に対する請求権

受益者には、持分に応じて償還金を請求する権利があります。原則として償還日から起算して5営業日目（償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して5営業日目）までに販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

(3) 解約請求権

受益者には、持分に応じて解約請求する権利があります。権利行使の方法等については、前記「2 換金(解約)手続等」の項をご参照ください。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する法令で定められた帳簿書類の閲覧を請求することができます。

(5) 反対者の買取請求権

前記「3 資産管理等の概要 (5) その他 反対者の買取請求権」の項をご参照ください。

第3【ファンドの経理状況】

T A A株50ポートフォリオ

- 1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- 2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期計算期間(平成25年1月11日から平成26年1月10日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

T A A株100ポートフォリオ

- 1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- 2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期計算期間(平成25年1月11日から平成26年1月10日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

1【財務諸表】

【TAA株50ポートフォリオ】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第17期 (平成25年1月10日現在)	第18期 (平成26年1月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	90,969,151	70,980,600
国債証券	90,656,040	71,913,770
派生商品評価勘定	10,053,585	2,482,175
未収利息	183,800	32,676
前払費用	159,133	-
差入委託証拠金	1,683,000	2,187,000
流動資産合計	193,704,709	147,596,221
資産合計	193,704,709	147,596,221
負債の部		
流動負債		
前受金	8,802,000	2,462,000
未払受託者報酬	91,062	86,690
未払委託者報酬	1,002,117	954,028
その他未払費用	27,244	25,943
流動負債合計	9,922,423	3,528,661
負債合計	9,922,423	3,528,661
純資産の部		
元本等		
元本	203,665,970	131,670,900
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	19,883,684	12,396,660
純資産合計	183,782,286	144,067,560
負債純資産合計	193,704,709	147,596,221

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第17期 （自平成24年1月11日 至平成25年1月10日）	第18期 （自平成25年1月11日 至平成26年1月10日）
営業収益		
受取利息	1,055,452	799,759
有価証券売買等損益	989,840	557,650
派生商品取引等損益	19,094,630	35,136,470
営業収益合計	21,139,922	36,493,879
営業費用		
受託者報酬	182,574	180,911
委託者報酬	2,009,353	1,990,877
その他費用	54,615	54,138
営業費用合計	2,246,542	2,225,926
営業利益又は営業損失（ ）	18,893,380	34,267,953
経常利益又は経常損失（ ）	18,893,380	34,267,953
当期純利益又は当期純損失（ ）	18,893,380	34,267,953
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	340,370	9,687,264
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	39,709,709	19,883,684
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,129,369	7,699,655
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,129,369	7,525,972
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	173,683
剰余金減少額又は欠損金増加額	856,354	-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	856,354	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	19,883,684	12,396,660

（ 3 ）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>移動平均法に基づき、時価で評価しております。ただし、買付後の最初の利払日までは個別法に基づいております。</p> <p>時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。ただし、償還までの残存期間が1年以内の債券については、償却原価法によっております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>先物取引</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p>

（表示方法の変更に関する注記）

損益及び剰余金計算書の「当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額」及び「当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額」、「当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額」及び「当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額」は、従来、それぞれ剰余金増加額又は欠損金減少額、剰余金減少額又は欠損金増加額の総額を表示しておりましたが、剰余金の増減をより明瞭に表示するため、当計算期間から純額表示へと変更しております。変更の結果、損益及び剰余金計算書への影響はありません。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第17期 (平成25年1月10日現在)	第18期 (平成26年1月10日現在)
1. 当該計算期間の末日における受益権総口数	203,665,970口	131,670,900口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は19,883,684円であります。	
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9024円 (9,024円)	1.0941円 (10,941円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第17期 (自平成24年1月11日 至平成25年1月10日)	第18期 (自平成25年1月11日 至平成26年1月10日)

1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（927,595円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（31,284,419円）及び分配準備積立金（22,214,713円）より分配対象収益は54,426,727円（1口当たり0.267235円）ですが、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り（0円）としております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（567,819円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（5,748,312円）、収益調整金（20,831,568円）及び分配準備積立金（14,368,821円）より分配対象収益は41,516,520円（1口当たり0.315305円）ですが、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り（0円）としております。
2. 剰余金増加額・減少額及び欠損金減少額・増加額	「当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額」及び「当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額」は、それぞれ欠損金減少額と欠損金増加額との純額を表示しております。	「当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額」及び「当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額」は、それぞれ欠損金減少額と欠損金増加額との純額を表示しております。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第17期 (自平成24年1月11日 至平成25年1月10日)	第18期 (自平成25年1月11日 至平成26年1月10日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的として行っており、株価の変動によるリスクを有しております。	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	第17期 (平成25年1月10日現在)	第18期 (平成26年1月10日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 (デリバティブ取引等に関する注記)にて記載したとおりであります。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第17期 (平成25年1月10日現在)	第18期 (平成26年1月10日現在)
	最終計算期間の損益に含まれた評価 差額(円)	最終計算期間の損益に含まれた評価 差額(円)
国債証券	379,700	998,970
合計	379,700	998,970

(デリバティブ取引等に関する注記)

デリバティブ取引

株式関連

種類	第17期 (平成25年1月10日現在)				第18期 (平成26年1月10日現在)			
	契約額等 (円)	うち 1年 超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年 超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引								
先物取引								
買建	80,754,000	-	90,831,000	10,077,000	67,684,000	-	70,173,000	2,489,000
合計	80,754,000	-	90,831,000	10,077,000	67,684,000	-	70,173,000	2,489,000

(注) 時価の算定方法

1. 株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
2. 株価指数先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。
3. 評価損益は契約額等と時価の差額であります。なお、契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
4. 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

開示対象ファンドの計算期間における元本額の変動

項目	第17期 (平成25年1月10日現在)	第18期 (平成26年1月10日現在)
期首元本額	209,628,989円	203,665,970円
期中追加設定元本額	5,298,321円	6,691,931円
期中一部解約元本額	11,261,340円	78,687,001円

(4) 【附属明細表】(平成26年1月10日現在)

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額又は 口数	評価額 (円)	備考
国債証券	第329回 利付国債(10年)	71,000,000	71,913,770	
国債証券 合計		71,000,000	71,913,770	
合計		71,000,000	71,913,770	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約
取引の契約額等及び時価の状況表「(デリバティブ取引等に関する注
記)」にて記載しております。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び
時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

【TAA株100ポートフォリオ】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第17期 (平成25年1月10日現在)	第18期 (平成26年1月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	401,746,230	551,638,396
株式	717,805,680	1,050,489,800
派生商品評価勘定	43,518,420	17,581,255
未収配当金	823,100	898,450
差入委託証拠金	-	6,367,500
流動資産合計	1,163,893,430	1,626,975,401
資産合計	1,163,893,430	1,626,975,401
負債の部		
流動負債		
前受金	38,060,000	17,415,000
未払受託者報酬	509,157	779,625
未払委託者報酬	5,601,185	8,576,347
その他未払費用	151,384	171,226
流動負債合計	44,321,726	26,942,198
負債合計	44,321,726	26,942,198
純資産の部		
元本等		
元本	1,607,656,494	1,570,941,131
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	488,084,790	29,092,072
純資産合計	1,119,571,704	1,600,033,203
負債純資産合計	1,163,893,430	1,626,975,401

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第17期 （自平成24年1月11日 至平成25年1月10日）	第18期 （自平成25年1月11日 至平成26年1月10日）
営業収益		
受取配当金	15,509,425	17,456,169
受取利息	526,372	258,044
有価証券売買等損益	127,105,884	333,159,054
派生商品取引等損益	70,036,460	180,273,975
その他収益	10,473	11,365
営業収益合計	213,188,614	531,158,607
営業費用		
受託者報酬	1,023,360	1,474,154
委託者報酬	11,257,922	16,216,690
その他費用	303,393	336,031
営業費用合計	12,584,675	18,026,875
営業利益又は営業損失（ ）	200,603,939	513,131,732
経常利益又は経常損失（ ）	200,603,939	513,131,732
当期純利益又は当期純損失（ ）	200,603,939	513,131,732
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う 当期純損失金額の分配額（ ）	1,396,001	93,137,685
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	689,043,029	488,084,790
剰余金増加額又は欠損金減少額	14,394,924	122,854,874
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	14,394,924	122,854,874
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	12,644,623	25,672,059
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	12,644,623	25,672,059
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	488,084,790	29,092,072

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、残額については入金時に計上しております。

(表示方法の変更に関する注記)

損益及び剰余金計算書の「当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額」及び「当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額」、「当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額」及び「当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額」は、従来、それぞれ剰余金増加額又は欠損金減少額、剰余金減少額又は欠損金増加額の総額を表示しておりましたが、剰余金の増減をより明瞭に表示するため、当計算期間から純額表示へと変更しております。変更の結果、損益及び剰余金計算書への影響はありません。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第17期 (平成25年1月10日現在)	第18期 (平成26年1月10日現在)
1. 担保に供している資産 差入代用有価証券	株式 12,442,500円	株式 14,377,500円
2. 当該計算期間の末日における受益 権総口数	1,607,656,494口	1,570,941,131口
3. 投資信託財産の計算に関する規則 第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を 下回っており、その差額は488,084,790 円であります。	
4. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.6964円 (6,964円)	1.0185円 (10,185円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第17期 (自平成24年1月11日 至平成25年1月10日)	第18期 (自平成25年1月11日 至平成26年1月10日)

1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(14,972,726円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(243,984,011円)及び分配準備積立金(391,842,747円)より分配対象収益は650,799,484円(1口当たり0.404813円)ですが、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り(0円)としております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(14,511,354円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(330,014,415円)及び分配準備積立金(308,426,968円)より分配対象収益は652,952,737円(1口当たり0.415644円)ですが、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り(0円)としております。
2. 剰余金増加額・減少額及び欠損金減少額・増加額	「当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額」及び「当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額」は、それぞれ欠損金減少額と欠損金増加額との純額を表示しております。	同左

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第17期 (自平成24年1月11日 至平成25年1月10日)	第18期 (自平成25年1月11日 至平成26年1月10日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的として行っており、株価の変動によるリスクを有しております。	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	第17期 (平成25年1月10日現在)	第18期 (平成26年1月10日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 (デリバティブ取引等に関する注記)にて記載したとおりであります。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第17期 (平成25年1月10日現在)	第18期 (平成26年1月10日現在)
	最終計算期間の損益に含まれた評価 差額(円)	最終計算期間の損益に含まれた評価 差額(円)
株式	125,135,824	332,871,290
合計	125,135,824	332,871,290

(デリバティブ取引等に関する注記)

デリバティブ取引

株式関連

種類	第17期 (平成25年1月10日現在)				第18期 (平成26年1月10日現在)			
	契約額等 (円)	うち 1年 超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年 超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引								
先物取引								
買建	348,260,000	-	391,820,000	43,560,000	515,175,000	-	532,795,000	17,620,000
合計	348,260,000	-	391,820,000	43,560,000	515,175,000	-	532,795,000	17,620,000

(注) 時価の算定方法

1. 株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
2. 株価指数先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。
3. 評価損益は契約額等と時価の差額であります。なお、契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
4. 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

開示対象ファンドの計算期間における元本額の変動

項目	第17期 (平成25年1月10日現在)	第18期 (平成26年1月10日現在)
期首元本額	1,608,396,424円	1,607,656,494円
期中追加設定元本額	32,889,557円	397,846,132円
期中一部解約元本額	33,629,487円	434,561,495円

（４）【附属明細表】（平成26年1月10日現在）

第１ 有価証券明細表

株式

銘柄	株式数	評価額（円）		備考
		単価	金額	
日本水産	1,800	236	424,800	
マルハニチロホールディングス	3,000	179	537,000	
国際石油開発帝石	3,200	1,286	4,115,200	
石油資源開発	200	4,040	808,000	
コムシスホールディングス	500	1,583	791,500	
大成建設	4,000	473	1,892,000	
大林組	2,000	600	1,200,000	
清水建設	2,000	559	1,118,000	
長谷工コーポレーション	3,900	833	3,248,700	
鹿島建設	3,000	398	1,194,000	
奥村組	3,000	495	1,485,000	
戸田建設	3,000	381	1,143,000	
大東建託	300	9,940	2,982,000	
住友林業	1,300	1,230	1,599,000	
大和ハウス	2,000	1,973	3,946,000	
積水ハウス	2,000	1,510	3,020,000	
きんでん	1,000	1,068	1,068,000	
協和エクシオ	700	1,376	963,200	
日揮	1,000	4,005	4,005,000	
日清製粉G本社	500	1,057	528,500	
江崎グリコ	1,000	1,294	1,294,000	
山崎製パン	1,000	1,079	1,079,000	
森永乳業	2,000	312	624,000	
ヤクルト	400	5,220	2,088,000	
明治ホールディングス	200	6,680	1,336,000	
雪印メグミルク	800	1,317	1,053,600	
総合警備保障	400	2,049	819,600	
カカクコム	800	2,067	1,653,600	
ディー・エヌ・エー	300	2,333	699,900	
博報堂DYHLDGS	600	829	497,400	
サッポロホールディングス	2,000	414	828,000	
アサヒグループホールディング	1,100	2,839	3,122,900	
麒麟HD	3,000	1,435	4,305,000	
宝ホールディングス	1,000	920	920,000	

コカ・コーラウエスト	300	2,129	638,700	
伊藤園	500	2,191	1,095,500	
不二製油	300	1,550	465,000	
ローソン	200	7,960	1,592,000	
エービーシー・マート	100	4,695	469,500	
アダストリアホールディング	100	3,630	363,000	
エディオン	1,400	603	844,200	
双日	5,900	191	1,126,900	
アルフレッサホールディングス	200	5,450	1,090,000	
キッコーマン	1,000	1,927	1,927,000	
味の素	2,000	1,470	2,940,000	
キューピー	400	1,489	595,600	
ハウス食品G本社	200	1,566	313,200	
カゴメ	400	1,727	690,800	
ニチレイ	2,000	502	1,004,000	
日清食品HD	300	4,405	1,321,500	
日本たばこ産業	2,900	3,195	9,265,500	
J. フロントリテイリング	2,000	723	1,446,000	
マツモトキヨシHLDGS	400	3,705	1,482,000	
三越伊勢丹HD	900	1,415	1,273,500	
東洋紡	4,000	188	752,000	
日清紡ホールディングス	1,000	965	965,000	
トヨタ紡織	300	1,279	383,700	
野村不動産HLDGS	500	2,304	1,152,000	
東急不動産HD	1,000	935	935,000	
セブン&アイ・HLDGS	2,300	4,395	10,108,500	
ツルハホールディングス	100	9,760	976,000	
帝人	3,000	236	708,000	
東レ	4,000	702	2,808,000	
クラレ	1,000	1,214	1,214,000	
旭化成	3,000	846	2,538,000	
SUMCO	400	894	357,600	
ワコールホールディングス	1,000	1,079	1,079,000	
T S Iホールディングス	600	698	418,800	
I Tホールディングス	500	1,569	784,500	
グリー	400	1,111	444,400	
ネクソン	600	948	568,800	
王子ホールディングス	3,000	521	1,563,000	
日本製紙	400	1,933	773,200	
北越紀州製紙	1,000	477	477,000	
レンゴー	1,000	626	626,000	

昭和電工	4,000	152	608,000	
住友化学	4,000	437	1,748,000	
日産化学	500	1,595	797,500	
東ソー	2,000	476	952,000	
トクヤマ	2,000	443	886,000	
セントラル硝子	2,000	347	694,000	
東亜合成	2,000	451	902,000	
電気化学	2,000	420	840,000	
イビデン	400	2,035	814,000	
信越化学	1,100	5,860	6,446,000	
エア・ウォーター	1,000	1,471	1,471,000	
大陽日酸	1,000	746	746,000	
日本触媒	1,000	1,182	1,182,000	
カネカ	1,000	686	686,000	
協和発酵キリン	1,000	1,127	1,127,000	
三菱瓦斯化学	1,000	786	786,000	
三井化学	3,000	242	726,000	
J S R	600	2,001	1,200,600	
東京応化工業	300	2,221	666,300	
三菱ケミカルH L D G S	3,500	473	1,655,500	
ダイセル	2,000	851	1,702,000	
住友ベークライト	1,000	383	383,000	
積水化学	1,000	1,292	1,292,000	
日本ゼオン	1,000	969	969,000	
アイカ工業	500	2,166	1,083,000	
宇部興産	3,000	229	687,000	
日立化成	300	1,612	483,600	
日本化薬	1,000	1,450	1,450,000	
野村総合研究所	500	3,370	1,685,000	
電通	500	4,195	2,097,500	
A D E K A	900	1,176	1,058,400	
日油	2,000	765	1,530,000	
花王	1,500	3,300	4,950,000	
武田薬品	2,000	4,820	9,640,000	
アステラス製薬	1,200	6,300	7,560,000	
大日本住友製薬	400	1,906	762,400	
塩野義製薬	1,000	2,324	2,324,000	
田辺三菱製薬	700	1,531	1,071,700	
中外製薬	600	2,316	1,389,600	
科研製薬	1,000	1,590	1,590,000	
エーザイ	600	3,990	2,394,000	

小野薬品	300	9,660	2,898,000	
久光製薬	200	5,060	1,012,000	
持田製薬	200	6,190	1,238,000	
参天製薬	300	4,910	1,473,000	
ツムラ	200	2,680	536,000	
日医工	500	1,552	776,000	
テルモ	400	4,930	1,972,000	
みらかホールディングス	300	5,100	1,530,000	
キッセイ薬品工業	500	2,599	1,299,500	
沢井製薬	200	7,050	1,410,000	
第一三共	1,800	2,006	3,610,800	
キョーリン製薬HD	400	2,362	944,800	
大塚ホールディングス	1,000	3,180	3,180,000	
大正製薬HD	200	7,380	1,476,000	
日本ペイント	1,000	1,795	1,795,000	
関西ペイント	1,000	1,492	1,492,000	
D I C	4,000	317	1,268,000	
オリエンタルランド	100	15,100	1,510,000	
ダスキン	200	2,012	402,400	
パーク24	700	2,054	1,437,800	
フジ・メディア・HD	800	2,091	1,672,800	
オービック	700	3,125	2,187,500	
ヤフー	4,300	664	2,855,200	
トレンドマイクロ	300	3,500	1,050,000	
日本オラクル	200	3,815	763,000	
ユー・エス・エス	1,400	1,436	2,010,400	
伊藤忠テクノソリューションズ	100	4,105	410,500	
大塚商会	100	12,600	1,260,000	
富士フイルムHLDGS	1,200	3,065	3,678,000	
コニカミノルタ	1,500	1,087	1,630,500	
資生堂	800	1,658	1,326,400	
ライオン	1,000	581	581,000	
コーセー	200	3,335	667,000	
小林製薬	200	5,840	1,168,000	
昭和シェル石油	300	1,010	303,000	
コスモ石油	3,000	202	606,000	
東燃ゼネラル石油	1,000	938	938,000	
出光興産	400	2,389	955,600	
JXホールディングス	6,700	527	3,530,900	
横浜ゴム	1,000	1,011	1,011,000	
ブリヂストン	1,800	3,945	7,101,000	

住友ゴム	800	1,539	1,231,200
旭硝子	3,000	637	1,911,000
日本板硝子	4,000	154	616,000
日本電気硝子	1,000	523	523,000
住友大阪セメント	2,000	400	800,000
太平洋セメント	5,000	407	2,035,000
東海カーボン	1,000	355	355,000
TOTO	1,000	1,718	1,718,000
日本碍子	1,000	1,954	1,954,000
日本特殊陶業	1,000	2,540	2,540,000
新日鐵住金	23,000	340	7,820,000
神戸製鋼所	7,000	183	1,281,000
JFEホールディングス	1,400	2,359	3,302,600
東京製鐵	400	518	207,200
大和工業	100	3,290	329,000
淀川製鋼所	2,000	459	918,000
丸一鋼管	200	2,642	528,400
大同特殊鋼	1,000	504	504,000
愛知製鋼	1,000	429	429,000
日本製鋼所	1,000	589	589,000
日本軽金属HD	3,300	146	481,800
三井金属	2,000	319	638,000
三菱マテリアル	4,000	370	1,480,000
住友鉱山	2,000	1,385	2,770,000
DOWAホールディングス	1,000	1,014	1,014,000
大阪チタニウム	100	1,752	175,200
東邦チタニウム	200	697	139,400
古河電工	2,000	275	550,000
住友電工	2,100	1,747	3,668,700
フジクラ	1,000	486	486,000
アサヒHD	300	1,846	553,800
東洋製罐グループHD	500	2,148	1,074,000
三和ホールディングス	2,000	730	1,460,000
LIXILグループ	900	2,973	2,675,700
ノーリツ	400	2,244	897,600
リンナイ	100	8,270	827,000
日本発条	800	1,222	977,600
三浦工業	200	2,645	529,000
アマダ	1,000	949	949,000
オーエスジー	600	1,964	1,178,400
旭ダイヤモンド	400	1,128	451,200

D M G 森精機	500	2,076	1,038,000	
ディスコ	100	6,960	696,000	
豊田自動織機	500	4,780	2,390,000	
島精機製作所	500	1,872	936,000	
ナブテスコ	300	2,533	759,900	
S M C	200	28,000	5,600,000	
小松製作所	2,800	2,064	5,779,200	
住友重機械	2,000	476	952,000	
日立建機	300	2,162	648,600	
井関農機	4,000	311	1,244,000	
クボタ	3,000	1,755	5,265,000	
荏原製作所	1,000	706	706,000	
千代田化工建	1,000	1,490	1,490,000	
ダイキン工業	700	6,260	4,382,000	
栗田工業	400	2,243	897,200	
タダノ	1,000	1,426	1,426,000	
S A N K Y O	200	5,030	1,006,000	
ブラザー工業	800	1,404	1,123,200	
グローリー	400	2,730	1,092,000	
セガサミーホールディングス	800	2,736	2,188,800	
ホシザキ電機	300	3,735	1,120,500	
日本精工	1,000	1,294	1,294,000	
N T N	1,000	482	482,000	
ジェイテクト	600	1,737	1,042,200	
不二越	1,000	630	630,000	
ミネベア	1,000	800	800,000	
T H K	400	2,606	1,042,400	
日立	13,000	846	10,998,000	
東芝	12,000	469	5,628,000	
三菱電機	6,000	1,325	7,950,000	
富士電機	3,000	504	1,512,000	
安川電機	1,000	1,600	1,600,000	
明電舎	2,000	422	844,000	
マキタ	400	5,620	2,248,000	
東芝テック	1,000	745	745,000	
マブチモーター	100	6,140	614,000	
日本電産	300	10,650	3,195,000	
オムロン	700	4,675	3,272,500	
ジーエス・ユアサコーポ	2,000	593	1,186,000	
日本電気	8,000	270	2,160,000	
富士通	5,000	544	2,720,000	

沖 電 気	3,000	269	807,000	
セイコーエプソン	500	2,949	1,474,500	
アルバック	200	1,614	322,800	
パナソニック	6,400	1,338	8,563,200	
シャープ	3,000	349	1,047,000	
ソ ニ ー	3,500	1,835	6,422,500	
T D K	300	4,915	1,474,500	
ミツミ電機	300	833	249,900	
アルプス電気	600	1,195	717,000	
パイオニア	1,300	233	302,900	
ヒロセ電機	100	14,830	1,483,000	
横河電機	700	1,630	1,141,000	
アズビル	200	2,539	507,800	
日本光電工業	300	3,865	1,159,500	
堀場製作所	200	3,700	740,000	
アドバンテスト	500	1,230	615,000	
キーエンス	100	44,750	4,475,000	
シスメックス	200	6,320	1,264,000	
デンソー	1,400	5,590	7,826,000	
スタンレー電気	600	2,448	1,468,800	
ウシオ電機	500	1,400	700,000	
カ シ オ	800	1,242	993,600	
ファナック	600	17,800	10,680,000	
ロ ー ム	300	5,350	1,605,000	
浜松ホトニクス	300	4,530	1,359,000	
京 セ ラ	1,000	5,130	5,130,000	
太陽誘電	400	1,317	526,800	
村田製作所	600	9,860	5,916,000	
双葉電子工業	400	1,450	580,000	
日東電工	500	4,355	2,177,500	
東海理化電機	300	2,056	616,800	
ニチコン	500	1,042	521,000	
三井造船	4,000	220	880,000	
日立造船	1,300	827	1,075,100	
三菱重工業	9,000	686	6,174,000	
川崎重工業	4,000	471	1,884,000	
I H I	4,000	484	1,936,000	
日産自動車	7,100	942	6,688,200	
いすゞ自動車	4,000	641	2,564,000	
トヨタ自動車	7,500	6,290	47,175,000	
日野自動車	1,000	1,656	1,656,000	

三菱自動車工業	1,300	1,086	1,411,800
日信工業	500	2,275	1,137,500
N O K	400	1,737	694,800
ケーシン	300	1,682	504,600
アイシン精機	500	4,225	2,112,500
マ ッ ダ	8,000	566	4,528,000
ダイハツ	1,000	1,750	1,750,000
本田技研	4,900	4,265	20,898,500
スズキ	1,100	2,905	3,195,500
富士重工業	2,000	3,045	6,090,000
ヤマハ発動機	800	1,558	1,246,400
小糸製作所	1,000	1,996	1,996,000
エクセディ	200	3,220	644,000
豊田合成	200	2,379	475,800
シマノ	300	9,180	2,754,000
タカタ	200	3,050	610,000
良品計画	100	10,060	1,006,000
メディパルHD	600	1,485	891,000
ネットワンシステムズ	400	695	278,000
ドンキホーテホールディング	300	6,210	1,863,000
ゼンショーホールディングス	1,000	1,140	1,140,000
スギホールディングス	200	4,325	865,000
島津製作所	1,000	951	951,000
東京精密	300	2,232	669,600
ニコン	1,100	1,954	2,149,400
オリンパス	800	3,230	2,584,000
大日本スクリーン	1,000	612	612,000
HOYA	1,400	3,015	4,221,000
キヤノン	3,600	3,235	11,646,000
リコー	2,000	1,124	2,248,000
シチズンホールディングス	1,100	887	975,700
バンダイナムコHLDGS	700	2,318	1,622,600
凸版印刷	2,000	823	1,646,000
大日本印刷	2,000	1,102	2,204,000
日本写真印刷	700	1,628	1,139,600
アシックス	700	1,876	1,313,200
ヤマハ	600	1,690	1,014,000
リンテック	200	1,919	383,800
任天堂	300	16,080	4,824,000
コクヨ	1,300	767	997,100
ニフコ	400	2,838	1,135,200

伊藤 忠	4,900	1,316	6,448,400
丸 紅	5,000	752	3,760,000
長瀬産業	900	1,300	1,170,000
豊田通商	500	2,521	1,260,500
オンワ - ドホールディングス	1,000	803	803,000
ファミリーマート	200	4,845	969,000
三井物産	5,100	1,473	7,512,300
東京エレクトロン	500	5,740	2,870,000
日立ハイテクノロジーズ	300	2,724	817,200
住友商事	3,600	1,318	4,744,800
三菱商事	4,300	1,994	8,574,200
キャノンマーケティングJPN	500	1,473	736,500
阪和興業	1,000	566	566,000
ニプロ	400	944	377,600
ユニ・チャーム	300	5,910	1,773,000
東邦ホールディングス	200	1,790	358,000
サンゲツ	300	2,647	794,100
サンリオ	200	4,585	917,000
リョーサン	300	2,212	663,600
島 忠	700	2,480	1,736,000
コメリ	300	2,613	783,900
青山商事	400	2,822	1,128,800
しまむら	100	9,590	959,000
高 島 屋	1,000	1,023	1,023,000
丸井グループ	1,200	1,034	1,240,800
クレディセゾン	500	2,734	1,367,000
イオン	1,700	1,445	2,456,500
ユニーグループ・HD	800	644	515,200
イズミ	400	3,310	1,324,000
ケーズホールディングス	200	3,045	609,000
新生銀行	6,000	248	1,488,000
あおぞら銀行	2,000	303	606,000
三菱UFJフィナンシャルG	43,500	686	29,841,000
りそなホールディングス	4,700	550	2,585,000
三井住友トラストHD	11,000	552	6,072,000
三井住友フィナンシャルG	4,300	5,380	23,134,000
第四銀行	2,000	371	742,000
西日本シティ銀行	3,000	290	870,000
千葉銀行	2,000	702	1,404,000
横浜銀行	2,000	580	1,160,000
常陽銀行	2,000	534	1,068,000

群馬銀行	2,000	596	1,192,000	
武蔵野銀行	300	3,590	1,077,000	
七十七銀行	1,000	526	526,000	
ふくおかフィナンシャルG	2,000	460	920,000	
静岡銀行	1,000	1,106	1,106,000	
十六銀行	2,000	397	794,000	
スルガ銀行	1,000	1,934	1,934,000	
八十二銀行	1,000	628	628,000	
大垣共立銀行	2,000	298	596,000	
北國銀行	1,000	377	377,000	
滋賀銀行	1,000	542	542,000	
南都銀行	1,000	398	398,000	
百五銀行	1,000	437	437,000	
京都銀行	1,000	909	909,000	
ほくほくフィナンシャルG	6,000	215	1,290,000	
広島銀行	1,000	431	431,000	
山陰合同銀行	1,000	771	771,000	
伊予銀行	1,000	1,039	1,039,000	
百十四銀行	1,000	367	367,000	
阿波銀行	1,000	526	526,000	
鹿児島銀行	1,000	671	671,000	
肥後銀行	1,000	585	585,000	
セブン銀行	2,800	417	1,167,600	
みずほフィナンシャルG	73,800	237	17,490,600	
山口フィナンシャルG	1,000	1,042	1,042,000	
東京センチュリーリース	300	3,410	1,023,000	
S B Iホールディングス	600	1,531	918,600	
名古屋銀行	2,000	365	730,000	
北洋銀行	1,500	449	673,500	
京葉銀行	2,000	505	1,010,000	
イオンフィナンシャルサービス	300	2,746	823,800	
アコム	1,900	357	678,300	
日立キャピタル	300	2,965	889,500	
オリックス	3,100	1,785	5,533,500	
三菱UFJリース	2,200	628	1,381,600	
ジャフコ	100	5,530	553,000	
大和証券G本社	5,000	1,042	5,210,000	
野村ホールディングス	12,200	819	9,991,800	
岡三証券グループ	2,000	1,090	2,180,000	
東海東京HD	2,000	1,069	2,138,000	
松井証券	500	1,310	655,000	

N K S Jホールディングス	1,200	2,928	3,513,600	
池田泉州HD	600	490	294,000	
M S & A D	1,700	2,688	4,569,600	
S O N Y F H	600	1,922	1,153,200	
第一生命	3,000	1,769	5,307,000	
東京海上HD	2,100	3,355	7,045,500	
T & Dホールディングス	2,000	1,490	2,980,000	
三井不動産	3,000	3,615	10,845,000	
三菱地所	4,000	2,942	11,768,000	
東京建物	2,000	1,111	2,222,000	
住友不動産	1,000	4,990	4,990,000	
イオンモール	400	2,997	1,198,800	
エヌ・ティ・ティ都市開発	800	1,117	893,600	
東武鉄道	3,000	494	1,482,000	
相鉄ホールディングス	3,000	362	1,086,000	
東京急行	2,000	656	1,312,000	
京浜急行	1,000	838	838,000	
小田急電鉄	2,000	911	1,822,000	
京王電鉄	1,000	686	686,000	
京成電鉄	1,000	936	936,000	
東日本旅客鉄道	1,000	8,130	8,130,000	
西日本旅客鉄道	400	4,425	1,770,000	
東海旅客鉄道	500	12,230	6,115,000	
西日本鉄道	1,000	392	392,000	
近畿日本鉄道	5,000	365	1,825,000	
阪急阪神HLDGS	4,000	554	2,216,000	
南海電鉄	2,000	367	734,000	
京阪電鉄	1,000	395	395,000	
名古屋鉄道	2,000	307	614,000	
日本通運	2,000	501	1,002,000	
ヤマトホールディングス	1,000	2,018	2,018,000	
山 九	2,000	405	810,000	
福山通運	1,000	577	577,000	
セイノーホールディングス	2,000	1,054	2,108,000	
日本郵船	5,000	322	1,610,000	
商船三井	3,000	472	1,416,000	
川崎汽船	3,000	260	780,000	
A N Aホールディングス	10,000	226	2,260,000	
三菱倉庫	1,000	1,536	1,536,000	
住友倉庫	2,000	579	1,158,000	
上 組	1,000	975	975,000	

東京放送HD	900	1,283	1,154,700
日本テレビHLD S	900	1,906	1,715,400
テレビ朝日	600	2,283	1,369,800
日本電信電話	2,600	5,660	14,716,000
KDDI	1,800	6,260	11,268,000
光通信	100	8,710	871,000
NTTドコモ	3,800	1,749	6,646,200
東京電力	5,200	509	2,646,800
中部電力	2,000	1,303	2,606,000
関西電力	2,300	1,198	2,755,400
中国電力	900	1,536	1,382,400
北陸電力	700	1,395	976,500
東北電力	1,500	1,156	1,734,000
四国電力	500	1,659	829,500
九州電力	1,300	1,326	1,723,800
北海道電力	500	1,166	583,000
沖縄電力	200	3,415	683,000
電源開発	400	2,956	1,182,400
東京瓦斯	7,000	504	3,528,000
大阪瓦斯	5,000	408	2,040,000
東邦瓦斯	2,000	505	1,010,000
松竹	1,000	965	965,000
東宝	500	2,271	1,135,500
NTTデータ	300	3,725	1,117,500
スクウェア・エニックス・HD	300	1,835	550,500
カプコン	200	1,910	382,000
日本空港ビルデング	600	2,291	1,374,600
セコム	500	6,030	3,015,000
メイテック	900	2,898	2,608,200
アサツー ディ・ケイ	200	2,416	483,200
コナミ	300	2,403	720,900
ベネッセホールディングス	200	4,150	830,000
ダイセキ	400	2,135	854,000
ヤマダ電機	3,000	358	1,074,000
オートバックスセブン	600	1,695	1,017,000
ニトリホールディングス	150	9,980	1,497,000
吉野家ホールディングス	400	1,313	525,200
ミスミグループ本社	400	3,395	1,358,000
ファーストリテイリング	100	41,100	4,110,000
ソフトバンク	2,600	9,020	23,452,000
スズケン	200	3,365	673,000

サンドラッグ	200	4,695	939,000	
合計	882,050		1,050,489,800	

(注) 1. 先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下の有価証券が差し入れられております。

トヨタ自動車	1,000株	キヤノン	2,500株
--------	--------	------	--------

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

「TAA株50ポートフォリオ」

(平成26年1月31日現在)

資産総額	141,475,992円
負債総額	2,186,838円
純資産総額(-)	139,289,154円
発行済数量	131,076,829口
1口当たり純資産額(/)	1.0627円

「TAA株100ポートフォリオ」

(平成26年1月31日現在)

資産総額	1,503,694,855円
負債総額	17,819,007円
純資産総額(-)	1,485,875,848円
発行済数量	1,556,181,739口
1口当たり純資産額(/)	0.9548円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者に対する特典

ありません。

（3）譲渡制限

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（4）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（5）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（6）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額

平成26年2月末現在の委託会社の資本金は、100億円です。

委託会社が発行する株式の総数は13万1,560株で、うち発行済株式総数は10万8,448株です。

最近5年間に於ける資本金の増減はありません。

（2）委託会社等の機構

会社の意思決定機構

委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会の決議により選任され、その任期は就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとします。ただし、任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役の中から代表取締役を選任するとともに、取締役社長1名を選任します。また、取締役会は、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集し、その議長を務めます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって決議します。

投資運用の意思決定機構

ファンドの個々の取引の運用指図は、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、委託会社のファンドマネジャーが行います。

ファンド毎の運用基本方針、具体的な運用ルールである運用内規および月次運用方針については、運用部門中心に構成される協議機関において市場動向・ファンダメンタルズ等の投資環境分析を踏まえ協議され、運用担当部（室）の部（室）長が決定します。

ファンドマネジャーは、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、具体的な銘柄選択を行い、組入有価証券等の売買の指図を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成26年2月末現在、委託会社が運用するファンドの本数および純資産総額合計額は以下の通りです（ファンド数、純資産総額合計額とも親投資信託を除きます）。

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額 （単位：億円）
追加型株式投資信託	214	25,358
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	20	3,178
単位型公社債投資信託	0	0
合計	234	28,537

純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てして記載しておりますので、表中の個々の金額の合計と合計欄の金額とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) 委託会社であるニッセイアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第18期事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、第19期事業年度に係る中間会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)		当事業年度 (平成25年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		1,324,746		1,199,671
有価証券		8,309,605		6,810,580
前払費用	1	200,463	1	420,669
未収委託者報酬		1,465,803		1,578,598
未収運用受託報酬	1	778,921	1	957,692
未収投資助言報酬	1	154,740	1	158,845
繰延税金資産		273,967		360,157
その他		44,410		50,805
流動資産合計		12,552,657		11,537,020
固定資産				
有形固定資産				
建物	2	115,964	2	123,366
車両	2	2,970	2	1,731
器具備品	2	148,251	2	125,394
有形固定資産合計		267,186		250,493

無形固定資産				
	ソフトウェア		1,228,624	1,068,747
	ソフトウェア仮勘定		55,978	51,802
	その他		8,171	8,139
	無形固定資産合計		1,292,774	1,128,689
投資その他の資産				
	投資有価証券		25,328,584	28,546,974
	関係会社株式		-	66,222
	差入保証金	1	283,591	285,266
	繰延税金資産		437,364	172,442
	その他		38	17
	投資その他の資産合計		26,049,578	29,070,923
	固定資産合計		27,609,540	30,450,106
	資産合計		40,162,198	41,987,127
負債の部				
流動負債				
	預り金		30,600	29,275
	未払償還金		148,104	144,737
	未払手数料	1	560,208	587,015
	未払運用委託報酬		396,073	488,571
	未払投資助言報酬		126,813	163,129
	その他未払金	1	205,721	219,369
	未払費用	1	122,185	80,370
	未払法人税等		149,239	437,800
	前受運用受託報酬		-	58
	賞与引当金		538,159	745,159
	その他		22,815	68,729
	流動負債合計		2,299,923	2,964,217
固定負債				
	退職給付引当金		767,977	929,869
	役員退職慰労引当金		13,630	12,650
	その他	1	4,973	-
	固定負債合計		786,580	942,519
	負債合計		3,086,503	3,906,737

純資産の部

株主資本

資本金	10,000,000	10,000,000
-----	------------	------------

資本剰余金

資本準備金	8,281,840	8,281,840
-------	-----------	-----------

資本剰余金合計	8,281,840	8,281,840
---------	-----------	-----------

利益剰余金

利益準備金	139,807	139,807
-------	---------	---------

その他利益剰余金

配当準備積立金	120,000	120,000
---------	---------	---------

研究開発積立金	70,000	70,000
---------	--------	--------

別途積立金	350,000	350,000
-------	---------	---------

繰越利益剰余金	17,833,930	18,272,607
---------	------------	------------

利益剰余金合計	18,513,737	18,952,414
---------	------------	------------

株主資本合計	36,795,577	37,234,254
--------	------------	------------

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	280,116	846,135
--------------	---------	---------

評価・換算差額等合計	280,116	846,135
------------	---------	---------

純資産合計

純資産合計	37,075,694	38,080,390
-------	------------	------------

負債・純資産合計

負債・純資産合計	40,162,198	41,987,127
----------	------------	------------

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
営業収益		
委託者報酬	9,952,331	9,738,507
運用受託報酬	3,987,169	5,029,976
投資助言報酬	705,920	681,350
業務受託料	47,100	47,100
営業収益計	14,692,522	15,496,935
営業費用		
支払手数料	4,131,652	4,096,763
広告宣伝費	27,241	4,527
公告費	323	-
調査費	2,700,559	3,009,996
支払運用委託報酬	1,294,778	1,372,587

支払投資助言報酬		479,438		751,264
委託調査費		42,633		44,108
調査費		883,708		842,036
委託計算費		101,748		104,631
営業雑経費		390,063		447,523
通信費		55,182		56,472
印刷費		133,820		142,821
協会費		17,984		19,986
その他営業雑経費		183,076		228,242
営業費用計		7,351,588		7,663,442
一般管理費				
役員報酬	1	59,718	1	57,777
給料・手当		3,012,857		2,915,416
賞与引当金繰入額		537,887		726,623
賞与		260,246		224,092
福利厚生費		566,829		559,429
退職給付費用		156,575		208,549
役員退職慰労引当金繰入額		5,455		7,100
役員退職慰労金		650		-
その他人件費		115,587		121,504
不動産賃借料		632,434		619,902
その他不動産経費		27,417		26,829
交際費		14,037		11,456
旅費交通費		90,473		74,226
固定資産減価償却費		654,122		583,306
租税公課		79,628		80,741
業務委託費		179,945		163,637
器具備品費		151,259		134,449
保守料		87,228		88,640
保険料		60,291		60,440
寄付金		5,000		-
諸経費		56,644		41,887
一般管理費計		6,754,291		6,706,012
営業利益		586,642		1,127,480
営業外収益				
受取利息		1,966		172
有価証券利息		93,236		86,415
受取配当金		45,856		79,789
補助金収入		-		9,500

その他営業外収益		17,359		10,147
営業外収益計		158,419		186,025
営業外費用				
為替差損		6,419		15,251
賃貸借契約解約損		4,124		-
控除対象外消費税		-		5,693
その他営業外費用		1,248		646
営業外費用計		11,792		21,591
経常利益		733,269		1,291,913
特別利益				
投資有価証券売却益		25,290		125,271
投資有価証券償還益		-		1,755
事故受取保険金	3	14,136		-
清算配当金	5	59,327		-
特別利益計		98,754		127,026
特別損失				
投資有価証券売却損		1,778		400,864
投資有価証券償還損		87,378		4,005
固定資産除却損	4	19,104	4	8,268
事故損失賠償金	2	39,244	2	58
特別損失計		147,506		413,196
税引前当期純利益		684,516		1,005,743
法人税、住民税及び事業税		263,157		557,322
法人税等調整額		77,232		125,815
法人税等合計		340,390		431,507
当期純利益		344,126		574,236

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)		(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
株主資本				
資本金				
当期首残高		10,000,000		10,000,000
当期変動額				
当期変動額合計		-		-
当期末残高		10,000,000		10,000,000
資本剰余金				

資本準備金		
当期首残高	8,281,840	8,281,840
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	8,281,840	8,281,840
資本剰余金合計		
当期首残高	8,281,840	8,281,840
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	8,281,840	8,281,840
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	139,807	139,807
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	139,807	139,807
その他利益剰余金		
配当準備積立金		
当期首残高	120,000	120,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	120,000	120,000
研究開発積立金		
当期首残高	70,000	70,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	70,000	70,000
別途積立金		
当期首残高	350,000	350,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	350,000	350,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	17,625,364	17,833,930
当期変動額		
剰余金の配当	135,560	135,560
当期純利益	344,126	574,236
当期変動額合計	208,566	438,676
当期末残高	17,833,930	18,272,607

利益剰余金合計		
当期首残高	18,305,171	18,513,737
当期変動額		
剰余金の配当	135,560	135,560
当期純利益	344,126	574,236
当期変動額合計	208,566	438,676
当期末残高	18,513,737	18,952,414
株主資本合計		
当期首残高	36,587,011	36,795,577
当期変動額		
剰余金の配当	135,560	135,560
当期純利益	344,126	574,236
当期変動額合計	208,566	438,676
当期末残高	36,795,577	37,234,254
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	227,494	280,116
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	52,622	566,019
当期変動額合計	52,622	566,019
当期末残高	280,116	846,135
評価・換算差額等合計		
当期首残高	227,494	280,116
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	52,622	566,019
当期変動額合計	52,622	566,019
当期末残高	280,116	846,135
純資産合計		
当期首残高	36,814,506	37,075,694
当期変動額		
剰余金の配当	135,560	135,560
当期純利益	344,126	574,236
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	52,622	566,019
当期変動額合計	261,188	1,004,695
当期末残高	37,075,694	38,080,390

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

…移動平均法に基づく原価法によっております。

関係会社株式

移動平均法に基づく原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっております。

主な耐用年数は、建物3～15年、車両6年、器具備品2～20年であります。

無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員への賞与の支給に充てるため、当事業年度末在籍者に対する支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

退職給付引当金

従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額（簡便法により自己都合退職による期末要支給額の100%）を計上しております。

なお受入出向者については、退職給付負担金を出向元に支払っているため、退職給付引当金は計上しておりません。

役員退職慰労引当金

役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

5. リース取引の処理方法

平成19年3月31日以前に契約をした、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

6. 消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

平成23年度の税制改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。この結果、従来の方法に比べて、当事業年度の減価償却費が3,082千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が3,082千円増加しております。

（注記事項）

（貸借対照表関係）

1. 関係会社に対する資産及び負債は以下のとおりであり、すべて親会社に対するものであります。	
前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
前払費用	52,725千円
未収運用受託報酬	383,091
未収投資助言報酬	135,967
差入保証金	280,262
未払手数料	90,057
その他未払金	19,525
未払費用	59,677
その他固定負債	4,973
2. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	
前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
建物	206,955千円
車両	4,043
器具備品	573,767
計	784,767

（損益計算書関係）

1. 役員報酬の限度額は以下のとおりであります。	
取締役	180,000千円
監査役	40,000千円
2. 事故損失賠償金は、当社の事務処理誤り等により受託資産に生じた損失を当社が賠償したものであります。	
3. 事故受取保険金は、当社が賠償した当社の事務処理誤り等による受託資産に生じた損失に係る損害賠償責任保険契約に基づき、受取った保険金であります。	
4. 固定資産除却損の内訳は以下のとおりであります。	
前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
器具備品	11,393千円
その他	7,711
計	19,104
5. 清算配当金は、会社型投資信託の清算配当であります。	

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)

発行済株式				
普通株式	108,448	-	-	108,448
合計	108,448	-	-	108,448

2. 配当に関する事項

配当金支払額

平成23年6月27日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類 普通株式

配当金の総額 135,560千円

1株当たり配当額 1,250円

基準日 平成23年3月31日

効力発生日 平成23年6月27日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成24年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

株式の種類 普通株式

配当金の総額 135,560千円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 1,250円

基準日 平成24年3月31日

効力発生日 平成24年6月25日

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	108,448	-	-	108,448
合計	108,448	-	-	108,448

2. 配当に関する事項

配当金支払額

平成24年6月25日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類 普通株式

配当金の総額 135,560千円

1株当たり配当額 1,250円

基準日 平成24年3月31日

効力発生日 平成24年6月25日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成25年6月24日開催の定時株主総会において、次のとおり決議することを予定しております。

株式の種類 普通株式

配当金の総額 135,560千円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 1,250円

基準日 平成25年3月31日

効力発生日 平成25年6月24日

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引は、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」
適用初年度開始前であるため、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 (単位：千円)

	前事業年度(平成24年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具備品	862	417	445

(単位：千円)

	当事業年度(平成25年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具備品	862	589	273

未経過リース料期末残高相当額等

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
1年内	174	186
1年超	287	108
合計	462	295

支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
支払リース料	361	186
減価償却費相当額	330	172
支払利息相当額	19	12

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、自己勘定の資金運用にあたっては、資金運用規則に沿って、慎重な資金管理、資本金の保全、投機の回避に十分に留意しております。また、資金の管理にあたっては、投資信託委託会社としての業務により当社が受け入れる投資信託財産に属する金銭等との混同を来たさないよう、分離して行っております。

投資有価証券は主として利付国債と自社設定投資信託であります。これらは金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。自己資金運用に係るリスク管理等については、資金運用規則のほか自己資金運用に係るリスク管理規程に従い、適切なリスク管理を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注2参照)

前事業年度(平成24年3月31日)

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
現金・預金	1,324,746	1,324,746	-

有価証券			
満期保有目的の債券	4,010,705	4,019,880	9,174
その他有価証券	4,298,900	4,298,900	-
投資有価証券			
満期保有目的の債券	18,362,076	18,430,810	68,733
その他有価証券	6,899,008	6,899,008	-

当事業年度(平成25年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
現金・預金	1,199,671	1,199,671	-
有価証券			
満期保有目的の債券	4,010,860	4,020,850	9,989
その他有価証券	2,799,720	2,799,720	-
投資有価証券			
満期保有目的の債券	21,902,802	22,023,000	120,197
その他有価証券	6,576,671	6,576,671	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

有価証券

これらの時価について、決算日の市場価格等によっております。

投資有価証券

これらの時価について、決算日の市場価格等によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
非上場株式	67,500	67,500
関係会社株式	-	66,222

非上場株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

また、関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成24年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	1,324,746	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				

満期保有目的の債券				
国債・地方債等	4,000,000	18,200,000	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他(注)	6,301,000	2,409,250	1,459,100	-
合計	11,625,746	20,609,250	1,459,100	-

(注) 投資信託受益証券、国庫短期証券等であります。

当事業年度(平成25年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	1,199,671	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	4,000,000	21,800,000	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他(注)	3,606,000	2,706,150	989,200	-
合計	8,805,671	24,506,150	989,200	-

(注) 投資信託受益証券、国庫短期証券等であります。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前事業年度(平成24年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照 表計上額を超え るもの	(1)国債・地方債等	21,338,974	21,416,990	78,015
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	21,338,974	21,416,990	78,015
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	(1)国債・地方債等	1,033,806	1,033,700	106
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	1,033,806	1,033,700	106
合計		22,372,781	22,450,690	77,908

当事業年度(平成25年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照 表計上額を超え るもの	(1)国債・地方債等	25,913,663	26,043,000	130,186
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	25,913,663	26,043,000	130,186

時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		25,913,663	26,043,000	130,186

2. その他有価証券

前事業年度（平成24年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	4,298,900	4,297,606	1,293
	国債・地方債等	4,298,900	4,297,606	1,293
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注1）	4,307,034	3,281,746	1,025,288
	小計	8,605,934	7,579,352	1,026,581
貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注1）	2,591,974	3,160,015	568,040
	小計	2,591,974	3,160,015	568,040
合計		11,197,908	10,739,367	458,540

当事業年度（平成25年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	2,799,720	2,799,436	283
	国債・地方債等	2,799,720	2,799,436	283
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注1）	5,851,826	4,439,350	1,412,476
	小計	8,651,546	7,238,786	1,412,760

貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注1）	724,845	808,500	83,654
	小計	724,845	808,500	83,654
	合計	9,376,391	8,047,286	1,329,105

（注1）投資信託受益証券等であります。

（注2）非上場株式、関係会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の「その他有価証券」には含めておりません。

区分	前事業年度 （自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日）	当事業年度 （自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日）
非上場株式	67,500千円	67,500千円
関係会社株式	- 千円	66,222千円

3．売却したその他有価証券

前事業年度（自平成23年 4月 1日 至平成24年 3月 31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
(1)株式	90,200	25,200	-
(2)債券	-	-	-
(3)その他	31,237	90	1,778
合計	121,437	25,290	1,778

当事業年度（自平成24年 4月 1日 至平成25年 3月 31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
(1)株式	-	-	-
(2)債券	-	-	-
(3)その他	2,175,318	125,271	400,864
合計	2,175,318	125,271	400,864

（デリバティブ取引関係）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度である退職一時金制度と確定拠出型年金制度を採用しております。退職一時金制度については、年俸制総合職および一般職を制度対象としております。なお、受入出向者については、退職給付負担金を支払っております。

2．退職給付債務に関する事項

	前事業年度 （平成24年 3月 31日）	当事業年度 （平成25年 3月 31日）
(1)退職給付債務	767,977千円	929,869千円

(2)退職給付引当金	767,977千円	929,869千円
------------	-----------	-----------

(注) 当社は退職給付債務の算定方法として簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
(1)勤務費用	132,222千円	186,034千円
(2)退職給付負担金	24,353千円	22,515千円

(注) 福利厚生費として確定拠出型年金制度への拠出金

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
福利厚生費として確定拠出 型年金制度への拠出金	45,640千円	44,561千円

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当社は簡便法によっているため、該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
(流動資産)		
繰延税金資産		
賞与引当金	204,554千円	283,235千円
未払事業税	19,923	38,976
その他	49,981	38,054
繰延税金資産合計	274,458	360,265
繰延税金負債		
有価証券評価差額	491	107
繰延税金負債合計	491	107
繰延税金資産の純額	273,967	360,157
(固定資産)		
繰延税金資産		
退職給付引当金	276,081	333,409
役員退職慰労引当金	4,857	2,339
税務上の繰延資産償却超過額	2,519	4,508
投資有価証券評価損	472,994	492,770
投資有価証券評価差額	212,965	31,716
その他	6,911	3,505
小計	976,328	868,247
評価性引当額	106,755	95,324
繰延税金資産合計	869,573	772,923
繰延税金負債		
特別分配金否認	50,467	85,903
投資有価証券評価差額	381,742	514,578
繰延税金負債合計	432,209	600,481
繰延税金資産の純額	437,364	172,442

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
法定実効税率	40.00%	法定実効税率 38.01%
(調整)		(調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.93	交際費等永久に損金に算入されない項目 0.38
住民税均等割	0.85	住民税均等割 0.58
税率変更に伴う影響	9.27	税率変更に伴う影響 3.66
その他	1.32	受取配当金等永久に益金に算入されない項目 0.44
税効果会計適用後の法人税等の負担率	49.73	その他 0.71
		税効果会計適用後の法人税等の負担率 42.90

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

1. サービスごとの情報

当社は、資産運用業の区分の外部顧客に対する営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益
日本生命保険相互会社	2,205,257

当事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

1. サービスごとの情報

当社は、資産運用業の区分の外部顧客に対する営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益
日本生命保険相互会社	2,745,589

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者との取引)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員兼任等	事業上の関係				

親会社	日本生命 保険相互 会社	大阪府大 阪市 中央区	250,000	生命保険業	(被所有)直 接90.00%	兼任有 出向有 転籍有	営業 取引	運用受託報酬 の受取	1,525,483	未収運用受 託報酬	383,091
								投資助言報酬 の受取	632,674	未収投資助 言報酬	135,967
								業務受託料 の受取	47,100	-	-

当事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

種類	会社等 の名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 被所有割合	関連当事者 との関係		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の兼 任等	事業上の 関係				
親会社	日本生命 保険相互 会社	大阪府大 阪市 中央区	250,000	生命保険業	(被所有)直 接90.00%	兼任有 出向有 転籍有	営業 取引	運用受託報酬 の受取	2,098,663	未収運用受 託報酬	493,954
								投資助言報酬 の受取	599,826	未収投資助 言報酬	133,324
								業務受託料 の受取	47,100	-	-
								関係会社株式 の取得	66,222	-	-

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれており
ます。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は第三者との取引価格を参考に、一般的取引条件と同様に決定しております。

2 親会社に関する注記

親会社情報

日本生命保険相互会社（非上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	341,875円31銭	351,139円62銭
1株当たり当期純利益金額	3,173円18銭	5,295円04銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりま
せん。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
当期純利益	344,126千円	574,236千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	344,126千円	574,236千円
期中平均株式数	108千株	108千株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第19期中間会計期間末
(平成25年9月30日現在)

資産の部

流動資産

現金・預金		1,039,584
有価証券		6,516,182
前払費用		388,146
未収委託者報酬		1,933,274
未収運用受託報酬		1,482,202
未収投資助言報酬		180,423
繰延税金資産		235,931
その他		42,368
流動資産合計		11,818,113

固定資産

有形固定資産	1	222,797
無形固定資産		1,070,936
投資その他の資産		
投資有価証券		29,773,352
関係会社株式		66,222
差入保証金		284,888
繰延税金資産		207,304
その他		17
投資その他の資産合計		30,331,785

固定資産合計		31,625,520
--------	--	------------

資産合計		43,443,634
------	--	------------

負債の部

流動負債

預り金		29,713
未払償還金		143,917
未払手数料		769,667
未払運用委託報酬		583,578
未払投資助言報酬		270,956
その他未払金		135,155
未払費用		87,802
未払法人税等		583,441
前受運用受託報酬		23
前受投資助言報酬		70,261
賞与引当金		426,613
その他		105,966
流動負債合計		3,207,097

固定負債

退職給付引当金		1,024,873
役員退職慰労引当金		16,300

固定負債合計	1,041,173
負債合計	4,248,270
純資産の部	
株主資本	
資本金	10,000,000
資本剰余金	
資本準備金	8,281,840
資本剰余金合計	8,281,840
利益剰余金	
利益準備金	139,807
その他利益剰余金	
配当準備積立金	120,000
研究開発積立金	70,000
別途積立金	350,000
繰越利益剰余金	19,168,379
利益剰余金合計	19,848,186
株主資本合計	38,130,026
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	1,065,336
評価・換算差額等合計	1,065,336
純資産合計	39,195,363
負債・純資産合計	43,443,634

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第19期中間会計期間	
(自平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	6,054,540
運用受託報酬	3,127,116
投資助言報酬	386,556
業務受託料	23,614
営業収益計	9,591,829
営業費用	4,773,795
一般管理費	1 3,333,810
営業利益	1,484,223
営業外収益	2 101,186
営業外費用	3 3,584
経常利益	1,581,825
特別利益	4 103,675
特別損失	5 6,903
税引前中間純利益	1,678,597
法人税、住民税及び事業税	557,717

法人税等調整額	89,547
法人税等合計	647,265
中間純利益	1,031,331

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

第19期中間会計期間 (自平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	
株主資本	
資本金	
当期首残高	10,000,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	10,000,000
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	8,281,840
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	8,281,840
資本剰余金合計	
当期首残高	8,281,840
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	8,281,840
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	139,807
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	139,807
その他利益剰余金	
配当準備積立金	
当期首残高	120,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	120,000
研究開発積立金	
当期首残高	70,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	70,000

別途積立金	
当期首残高	350,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	350,000
繰越利益剰余金	
当期首残高	18,272,607
当中間期変動額	
剰余金の配当	135,560
中間純利益	1,031,331
当中間期変動額合計	895,771
当中間期末残高	19,168,379
利益剰余金合計	
当期首残高	18,952,414
当中間期変動額	
剰余金の配当	135,560
中間純利益	1,031,331
当中間期変動額合計	895,771
当中間期末残高	19,848,186
株主資本合計	
当期首残高	37,234,254
当中間期変動額	
剰余金の配当	135,560
中間純利益	1,031,331
当中間期変動額合計	895,771
当中間期末残高	38,130,026
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	846,135
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	219,201
当中間期変動額合計	219,201
当中間期末残高	1,065,336
評価・換算差額等合計	
当期首残高	846,135
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	219,201
当中間期変動額合計	219,201
当中間期末残高	1,065,336
純資産合計	

当期首残高	38,080,390
当中間期変動額	
剰余金の配当	135,560
中間純利益	1,031,331
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	219,201
当中間期変動額合計	1,114,973
当中間期末残高	39,195,363

（重要な会計方針）

項目	第19期中間会計期間 （自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）
1．有価証券の評価基準及び評価方法	<p>満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの ...中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。</p> <p>時価のないもの ...移動平均法に基づく原価法によっております。</p>
2．固定資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産 定率法によっております。なお、主な耐用年数は、建物3～15年、車両6年、器具備品2～20年であります。</p> <p>無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>
3．引当金の計上基準	<p>賞与引当金 従業員への賞与の支給に充てるため、当中間会計期間末在籍者に対する支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。</p> <p>退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額（簡便法により自己都合退職による中間会計期間末要支給額の100%）を計上しております。</p> <p>なお、受入出向者については、退職給付負担金を出向元に支払っているため、退職給付引当金は計上しておりません。</p> <p>役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間会計期間末要支給額を計上しております。</p>

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. リース取引の処理方法	平成20年3月31日以前に契約をした、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
6. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動資産の「その他」に含めて表示しております。

(注記事項)

[中間貸借対照表関係]

第19期中間会計期間末 (平成25年9月30日現在)	
1. 有形固定資産の減価償却累計額	868,286千円

[中間損益計算書関係]

第19期中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	
1. 減価償却の実施額	
有形固定資産	31,169千円
無形固定資産	215,065千円
2. 営業外収益のうち主要なもの	
受取配当金	40,265千円
有価証券利息	38,819千円
為替差益	20,176千円
受取利息	82千円
3. 営業外費用のうち主要なもの	
控除対象外消費税	3,395千円
4. 特別利益のうち主要なもの	
投資有価証券償還益	102,298千円
投資有価証券売却益	1,377千円
5. 特別損失のうち主要なもの	
投資有価証券償還損	6,903千円

[中間株主資本等変動計算書関係]

第19期中間会計期間
（自 平成25年4月1日
至 平成25年9月30日）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当中間会計期間増加 株式数(千株)	当中間会計期間減少 株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	108	-	-	108
合計	108	-	-	108

2．配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年6月24日 定時株主総会	普通株式	135,560	1,250	平成25年3月31日	平成25年6月24日

[リース取引関係]

第19期中間会計期間
（自 平成25年4月1日
至 平成25年9月30日）

1．リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引は、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」適用初年度開始前であるため、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっております。その内容は以下のとおりであります。

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額

	取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	中間 会計期間末残高 相当額
有形固定資産 (器具備品)	千円 862	千円 675	千円 186

未経過リース料中間会計期間末残高相当額

1年内	183千円
1年超	15千円

合計	198千円
当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	
支払リース料	93千円
減価償却費相当額	86千円
支払利息相当額	4千円

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

該当取引はありません。

[金融商品関係]

第19期中間会計期間末（平成25年9月30日現在）

金融商品の時価等に関する事項

平成25年9月30日（中間決算日）における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2を参照ください）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
現金・預金	1,039,584	1,039,584	-
有価証券			
満期保有目的の債券	4,016,432	4,023,430	6,997
その他有価証券	2,499,750	2,499,750	-
投資有価証券			
満期保有目的の債券	22,567,200	22,631,520	64,319
その他有価証券	7,138,652	7,138,652	-

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

有価証券

これらの時価は、中間決算日の市場価格等によっております。

投資有価証券

これらの時価は、中間決算日の市場価格等によっております。

(注2)非上場株式(中間貸借対照表計上額67,500千円)については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

また、関係会社株式(中間貸借対照表計上額66,222千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

[有価証券関係]

第19期中間会計期間末(平成25年9月30日現在)

1. 満期保有目的の債券

	種類	中間貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えるもの	(1)国債・地方債等	23,585,186	23,663,320	78,133
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	23,585,186	23,663,320	78,133
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えないもの	(1)国債・地方債等	2,998,446	2,991,630	6,816
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	2,998,446	2,991,630	6,816
合計		26,583,632	26,654,950	71,317

2. その他有価証券

	種類	取得原価 (千円)	中間貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	2,499,429	2,499,750	321
	国債・地方債等	2,499,429	2,499,750	321
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他(注1)	3,846,150	5,443,586	1,597,436
	小計	6,345,579	7,943,336	1,597,757
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他(注1)	1,744,700	1,695,065	49,634
	小計	1,744,700	1,695,065	49,634
合計		8,090,279	9,638,402	1,548,123

(注1)投資信託受益証券等であります。

(注2)非上場株式(中間貸借対照表計上額67,500千円)については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

また、関係会社株式(中間貸借対照表計上額66,222千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載していません。

[デリバティブ取引関係]

第19期中間会計期間(自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第19期中間会計期間(自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第19期中間会計期間(自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)

1. サービスごとの情報

当社は、資産運用業の区分の外部顧客に対する営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称	営業収益
日本生命保険相互会社	1,937,710

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

第19期中間会計期間(自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

第19期中間会計期間(自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

第19期中間会計期間(自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)

該当事項はありません。

[1株当たり情報]

	第19期中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
1株当たり純資産額	361,420円80銭
1株当たり中間純利益	9,509円92銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

中間純利益	1,031,331千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	1,031,331千円
期中平均株式数	108千株

[重要な後発事象]

第19期中間会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）
該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更等

該当事項はありません。

訴訟その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

a. 名称

三菱UFJ信託銀行株式会社

b. 資本金の額

平成25年9月末現在、324,279百万円

c. 事業の内容

銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき監督官庁の認可を受けて信託業務を営んでいます。

(参考) 再信託受託会社の概況

a. 名称

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

b. 資本金の額

平成25年9月末現在、10,000百万円

c. 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

(平成25年9月末現在)

a. 名称	b. 資本金の額	c. 事業の内容
岩井コスモ証券株式会社	13,500百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
東海東京証券株式会社	6,000百万円	
西日本シティTT証券株式会社	1,575百万円	
日本アジア証券株式会社	4,100百万円	
丸三証券株式会社	10,000百万円	
みずほ証券株式会社	125,167百万円	
SMB C日興証券株式会社	10,000百万円	

(3) 投資助言会社（参考情報）

a. 名称

株式会社ニッセイ基礎研究所

b. 資本金の額

平成25年9月末現在、450百万円

c. 事業の内容

「有価証券に係る投資顧問業の規制に関する法律」に基づき監督官庁の登録を受け、投資顧問業を営むとともに、内外の経済、産業動向や金融・投資手法等に関する調査研究の受託、コンサルティング業等を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 販売会社

証券投資信託の募集の取扱いおよび販売を行い、一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を代行します。

(3) 投資助言会社(参考情報)

委託会社に対し、ファンドの運用に関する投資助言を行います。

3【資本関係】

委託会社は、株式会社ニッセイ基礎研究所(投資助言会社)の株式を1,350株(持株比率15.0%)保有しています(参考情報)。

委託会社が所有する関係法人の株式または関係法人が所有する委託会社の株式のうち、持株比率が5%以上のものを記しています。

第3【参考情報】

下記の書類が関東財務局長に提出されています。

平成25年4月10日	有価証券報告書 有価証券届出書
平成25年10月10日	半期報告書 有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成25年6月7日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 暮 和 敏	印
--------------------	-------	---------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 竹 新	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニッセイアセットマネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイアセットマネジメント株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成26年2月27日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 岩本 正 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているTAA株50ポートフォリオの平成25年1月11日から平成26年1月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、TAA株50ポートフォリオの平成26年1月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
 - 2．XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成26年2月27日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 岩本 正 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているTAA株100ポートフォリオの平成25年1月1日から平成26年1月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、TAA株100ポートフォリオの平成26年1月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
 - 2．XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年11月22日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会御中有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 暮 和 敏	印
--------------------	-------	---------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 竹 新	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニッセイアセットマネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第19期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ニッセイアセットマネジメント株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。